

尼崎市障害者計画（第3期）評価・管理シート（平成27年度）

重点課題	1	必要な支援を受け、身近な地域で暮らすことができる環境づくり	基本施策	1	保健・医療	施策目標	方向	基準値			目標値 (H32)	実績値					達成率	
	H26			H27				H28	H29	H30		H31						
関係所属名	障害福祉課、福祉医療課、保健企画課、健康増進課、疾病対策担当、保健センター、健康支援推進担当					退院促進・地域移行支援に関する相談回数	↑	H25	—	回	720	80	122	**	**	**	**	16.9%
							↑	H25	—	人	240	36	52	**	**	**	**	21.7%

施策の方向性 (1) 医療、リハビリテーション

1 施策の進捗状況 (Plan・Do)

取組項目	活動概要
① 公的医療費助成制度の実施	・障害のある人やその家庭の医療費における経済的負担及び精神的負担を軽減し、安心して暮らしていけるよう、公的医療費（自立支援医療、障害者（児）医療）の助成事業を実施している。障害のある人の高齢化等に伴い、医療費の助成件数は依然として多い傾向にある。
② 地域の医療体制等の充実	・市内の各医療機関との連絡調整等の事務処理を行うことにより、本市が実施する保健関係等事業の円滑な運営の確保を図っている。
③ リハビリテーションの充実	・障害の状況に応じた効果的な治療・訓練ができるよう、身体障害者福祉センターにおいて「機能訓練」と「リハビリ学級」を開催している。利用者数は、平成25年度の2,558人（1,092人、1,466人）から平成27年度は2,525人（985人、1,540人）とやや減少している。

活動指標名	方向	基準値	実績値							
			H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	
1 自立支援医療（更生医療）費の助成件数	→	H25 4,725 件	5,011	5,398	**	**	**	**	**	**
活動状況	障害者手帳所持者数の増加や高齢化等に伴って、更生医療費（人工透析等）に係る助成件数は年々増加傾向にあり、平成27年度（見込）は5,398件となっている。									
活動指標名	方向	基準値	実績値							
2 障害者（児）医療費の助成件数	→	H25 422,128 件	429,456	427,969	**	**	**	**	**	**
活動状況	障害者手帳所持者数の増加や高齢化等に伴って、障害者（児）医療の助成件数は依然として多く、平成27年度（見込）は427,969件となっている。									
活動指標名	方向	基準値	実績値							
3 身体障害者福祉センターの利用者数	↑	H25 2,558 人	2,847	2,525	**	**	**	**	**	**
活動状況	センター実施事業である「機能訓練」と「リハビリ学級」における延べ利用者数は、各年度で増減があり、平成27年度は2,525人となっている。									

2 施策の評価 (Check)

状況	内部評価		外部評価	
	内容	状況	内容	状況
概ね順調	<ul style="list-style-type: none"> 自立支援医療費については、特に更生医療（人工透析等）の助成件数が増加している。引き続き、国の法制度に基づいて適正な給付事務に取り組んでいく。 障害者（児）医療費の助成については、県制度に基づいて実施しているが、対象者の範囲や所得制限等については、市単独事業として拡充（※）を図ってきており、障害のある人の健康維持等に寄与している（※身体障害者3級・知的障害中度・精神障害者2級の者を対象、18歳未満の入院負担金無料、本人のみ所得制限あり）。今後も当該事業を安定的に継続させる必要がある。 県立尼崎総合医療センターの開院に向けて、救急医療体制のあり方等について検討調整を行ってきた。引き続き、障害のある人の院内での対応等について、可能な限り配慮をいただけるよう協議を続けていく必要がある。 リハビリテーションの充実に当たっては、身体障害者福祉センターで様々なプログラムを工夫しているが、今後は、より専門的なリハビリテーションを提供できるような体制整備が必要である。 	やや遅れている	<ul style="list-style-type: none"> 障害のある人にとって、良質な医療やリハビリテーションを受けることは、安定した生活を維持するために必要不可欠である。それらの利用を促進する上で、医療費の負担軽減は大きな意味を持っており、市の独自事業による拡充は大きく評価できる。今後、利用者が増加しても制度が維持できるよう、整合性や公平性等の観点も考慮しながら検討していく必要がある。 県立尼崎総合医療センターの精神科については、他の診療科目と連携して急患が受け入れられるようになったことや、その対応等については評価できる。しかし、他の救急病院については未だに精神障害の人の受け入れが困難であるため、市として強い支援と協議を続けていく必要がある。 リハビリテーションについては、身体障害者福祉センターにおける既存のプログラムの充実等に加えて、一般の医療機関で支援を受ける事は難しい人達についても、当該センターで気軽に相談することができ、他の医療機関を紹介するなど、支援体制の充実についても検討すべきである。また、阪神間にはリハビリテーションセンターが無いため、引き続き、県への要望が必要である。 	継続

3 今後の取組方向 (Act)

方向性	取組方向
継続	<ul style="list-style-type: none"> 医療費助成は障害のある人にとって必要不可欠な制度であるが、利用要件や申請方法など制度内容が複雑であるため、引き続き、対象者への分かりやすい説明に努めるとともに、広報誌やホームページを活用し、一層の制度周知を図っていく。また、今後も現行制度を継続的かつ安定的に実施していくよう努める。 県立尼崎総合医療センターとの協議等については、当事者団体からの要望事項等も勘案し、引き続き、本市の意見等を伝えていく。 引き続き、リハビリテーションの充実に向けて、身体障害者福祉センターにおける利用ニーズの把握や充実に努め、利用者数の増加につなげていく。また、より専門的なリハビリテーションの提供体制については、本市単独での整備は困難な状況であるため、引き続き、医療機関と連携を図っていくとともに、兵庫県に対しても阪神間東部におけるリハビリテーションセンターの設置について要望していく。

尼崎市障害者計画（第3期）評価・管理シート（平成27年度）

重点課題	1	必要な支援を受け、身近な地域で暮らすことができる環境づくり	基本施策	1	保健・医療	施策目標	方向	基準値			目標値 (H32)	実績値					達成率	
	H26			H27				H28	H29	H30		H31						
関係所属名	障害福祉課、福祉医療課、保健企画課、健康増進課、疾病対策担当、保健センター、健康支援推進担当					退院促進・地域移行支援に関する相談回数	↑	H25	—	回	720	80	122	**	**	**	**	16.9%
	↑	H25	—	人	240		36	52	**	**	**	**	21.7%					

施策の方向性 (2) 精神保健に対する施策

1 施策の進捗状況 (Plan・Do)

取組項目	活動概要
① 医療・相談支援の充実	・精神障害者保健福祉手帳や自立支援医療（精神通院）を利用する人が増加する中、そういった治療を必要とする人が、安心して在宅で生活を送れるよう、医師による精神保健相談の実施や、精神保健福祉相談員や保健師による相談・訪問を実施している。
② 理解・知識の普及等	・精神障害に関する正しい知識と認識を深められるよう、精神疾患や自殺対策についての講演会・研修会を実施し、特に自殺対策事業の市民向け講演会には85名の参加者があった。平成26年度は54回の家族教室を開催し、家族の身体的・精神的負担の軽減を図っている。
③ 精神科救急医療への対応	・兵庫県の精神科救急やスーパー救急等の利用で対応を図っており、精神科救急については、236件（相談のみを含む。）の利用があった。また、身体合併症を持つ精神疾患患者の対応については、県立尼崎総合医療センターにおいて対応病床（8床）が整備されている。

2 施策の評価 (Check)

状況	内部評価		外部評価	
	状況	内容	状況	内容
やや遅れている		<p>・障害者総合支援法による地域移行支援・地域定着支援の実施（平成24年改正）や、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（平成26年改正）による医療保護入院の見直しなどにより、新規入院患者への早期退院支援や長期入院患者への退院促進（地域移行）に向けたニーズが高まっている。入院患者に対する状況を把握を行い、患者の病院訪問（ニーズ調査）や利用機関等の連携体制を構築する必要がある。</p> <p>・自殺対策強化事業を実施し、啓発やゲートキーパーへの研修会を実施し、研修会参加者は増加しているが、依然若年層による自殺がみられる状況である。</p>	やや遅れている	<p>・地域移行・地域定着支援の相談は増加しており、その実効性を担保するために関係機関による連携体制の構築や役割の明確化が必要である。また、地域で暮らすための制度・場所等が整っていない現状を鑑みると、量的な増加のみならず、患者や家族のニーズに沿った対策の検討など、質的な充実も欠かせない。なお、支所の統廃合後も、相談体制の質を担保しつつ、アウトリーチや相談員・保健師による訪問相談の拡充に取り組む必要がある。</p> <p>・自殺対策については、特に若年層への支援が急務となっている。思春期は精神疾患を発症しやすい時期であるため、疾患に対する正しい理解が不可欠であり、自ら相談できる力や周囲の支える力の育成が、自殺防止対策の一つになると考える。そのため、学校教育での取組について、早期に検討していくことが望まれる。また、啓発の機会として、当事者や家族によるピア活動の場の提供を検討していく必要がある。</p> <p>・県立尼崎総合医療センターにおいて、身体合併症を持つ精神疾患患者の対応が図られたことは評価できるが、精神科救急医療についても同センターで対応できるよう、引き続き、県へ要望していく必要がある。</p>

3 今後の取組方向 (Act)

方向性	取組方向	
	方向性	内容
継続		<p>・今後も新規入院患者の早期退院支援及び長期入院患者の退院促進等の地域移行を促進するため、近隣の精神科病院に入院する任意入院等の患者の実態を把握するためのニーズ調査を行い、医療機関や関係機関・事業所・行政間で連絡調整会議等を実施し、実際のケースに介入・支援を行いながら地域における連携体制の構築のあり様を検討していく。</p> <p>・若年層への支援として、思春期相談を実施し、学校との連携もとりながら、早期支援や治療に結びつけるとともに、課題を整理していく。</p>

活動指標名	方向	基準値			実績値							
		H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32				
1 退院促進・地域移行支援に関する相談回数	↑	H25	—	回	80	122	**	**	**	**	**	**
	↑	H25	—	人	36	52	**	**	**	**	**	**
活動状況	入院時に関わったケース、精神科病院等から対応依頼のあったケースを対象に退院支援として、カンファレンスへの参加、訪問看護、ホームヘルプ等の調整、グループホーム、アパートへの入居調整等の支援を行っている。											

施策の方向性 (3) 難病等に対する施策

1 施策の進捗状況 (Plan・Do)

取組項目	活動概要
① 医療・相談支援等の充実	・特定医療費（指定難病）受給者証の所持者が平成25年度の2,722名から平成27年度の3,162名と増加傾向にある中、難病患者の抱える不安や療養及び日常生活相談等に対し、相談支援を実施し、安定した療養生活の確保と難病患者及びその家族の生活の質の向上に取り組んでいる。
② 理解・知識の普及等	・難病患者等の療養生活を支援するため、難病医療講演会や相談会、交流会を開催し、身体的・精神的負担の軽減を図っており、参加者数については、平成25年度の258名から平成27年度は354名と増加している。

2 施策の評価 (Check)

状況	内部評価		外部評価	
	状況	内容	状況	内容
概ね順調		<p>難病患者及びその家族の身体的・精神的負担軽減は必要であり、今後も関係団体と行政がそれぞれの役割を果たしながら、連携して取り組まなければならない重要な課題である。</p> <p>特に難病相談会・交流会活動に携わる参加者のさらなる増加を目指す、内容や相談方法についても検討する必要がある。</p>	概ね順調	<p>・相談会や交流会の開催等、相談支援の充実や啓発の取組は評価できるが、今後はそれらの結果や成果に対する評価を行うことで課題を抽出し、関係機関において解消に向けた協議を行っていく必要がある。</p> <p>・現在、難病当事者が実施する電話相談について、周知が十分に図られているか等の検証や事業の充実が必要である。また、今後設置予定の保健福祉センターにおいても、支援体制の充実が図られる必要がある。</p> <p>・難病相談会・交流会等において、企画立案や会場設営など、行政やボランティア等の参画を図る必要がある。</p>

3 今後の取組方向 (Act)

方向性	取組方向	
	方向性	内容
継続		<p>・平成27年1月に、難病の患者に対する医療等に関する法律が施行され、対象疾病が306疾病に拡大されており、また、障害者総合支援法に定められる対象疾病も332疾病に拡大されている。今後も対象疾病が増加が見込まれているため、相談支援体制の充実を図るとともに、当事者による電話相談や相談会などについても、より一層の周知を図っていく。</p>

活動指標名	方向	基準値			実績値							
		H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32				
1 難病相談会・交流会活動の参加者数	↑	H25	258	人	310	354	**	**	**	**	**	**
活動状況	ポスターの掲示や、相談会の案内を対象者に送付するなどし、広報に努めている。テーマや開催時期によって参加人数は変動する傾向にあるが、今後も、相談会や交流会を通じて難病患者及びその家族の不安の軽減を目指していく。											

尼崎市障害者計画（第3期）評価・管理シート（平成27年度）

重点課題	1	必要な支援を受け、身近な地域で暮らすことができる環境づくり	基本施策	1	保健・医療	施策目標	基準値			目標値 (H32)	実績値					達成率		
	方向	基準値		H26	H27		H28	H29	H30		H31							
関係所属名	障害福祉課、福祉医療課、保健企画課、健康増進課、疾病対策担当、保健センター、健康支援推進担当					退院促進・地域移行支援に関する相談回数	↑	H25	—	回	720	80	122	**	**	**	**	16.9%
	↑	H25	—	人	240		36	52	**	**	**	**	21.7%					

施策の方向性 (4) 障害の原因となる疾病の予防・支援等

1 施策の進捗状況 (Plan・Do) 2 施策の評価 (Check) 3 今後の取組方向 (Act)

取組項目	活動概要
① 早期発見・早期支援の推進	・乳幼児健診等、各種子どもの発達相談事業を実施し、子どもの発達課題を早期発見し支援につなげ、子どもの健やかな成長発達を促している。また、発達障害等の支援について、関係者による連絡会を開催し、早期からの親の気づきにつなげるためのリーフレットを作成している。
② 健康づくりの推進	・ヘルスアップ尼崎戦略事業として、特定健康診査や生活習慣病予防健診を実施するとともに、その結果に基づく保健指導を行うことで、糖尿病などの生活習慣病の発症や重症化の予防に取り組んでいる。

活動指標名	方向	基準値	実績値								
			H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32		
1 乳幼児健康診査の受診率	↑	H25 96.7 %	95.5	97.0	**	**	**	**	**	**	
活動状況	乳幼児健康診査の受診率の向上に向けて受診勧奨を継続するとともに、未受診の乳幼児については状況確認を行い、状況に応じた指導及び支援を行っている。										
活動指標名	方向	基準値	実績値								
2 特定健康診査の受診率	↑	H25 37.1 %	39.5	—	**	**	**	**	**	**	
活動状況	様々な受診率向上対策を実施した結果、最終的な特定健診受診率が平成25年度の37.1%から、平成26年度の39.5%に回復している。										
活動指標名	方向	基準値	実績値								
3 特定保健指導の実施率	↑	H25 46.2 %	46.9	—	**	**	**	**	**	**	
活動状況	対象者への利用勧奨を行うなどの対策を講じ、特定保健指導の実施率は維持されている。(※基準値について、計画策定時は速報値(45.3%)としていたが、今回は確定値(46.2%)に修正している。)										

状況	内部評価		状況	外部評価	
	内容	内容		内容	内容
概ね順調	<p>・子どもの発達課題については、必要時に療育の専門機関等へ繋げていけるよう、支援機関を対象にした研修・連絡会を実施して共通認識を図るなど、継続的な取組が必要である。</p> <p>・生活習慣病の重症化予防対策として、これまでも、高血糖・高血圧・腎機能低下者などの重症者に対し、重点的に保健指導を実施してきている。これらの結果、データヘルス計画策定に伴い行なった各種データ分析結果から、男女とも虚血性心疾患や脳梗塞の死亡率、高額医療費を要する医療の発生は減少しており、これまでのヘルスアップ尼崎戦略事業の効果を示唆する結果であった。しかしながら、重症者対策を重点に実施してきた結果、その予備軍である、肥満、特に男性の肥満が増加、さらには、メタボ予備軍・該当者では、高血圧のリスク因子を併せ持つ人が未だ多いことも分かった。これらの対象者についても積極的な対策を講じなければ、次の脳・心血管疾患発症者になってしまうことから、まずは、保健指導対象者を抽出するための健診受診率の向上と、特定保健指導の実施率のさらなる向上が必要である。</p>		概ね順調	<p>・自閉症スペクトラムの児童に対しては、早期発見、早期療育を実施することが必要であるが、情報不足により支援に至らないケースが多く、また、親の理解やサポートの仕方の知識不足により、虐待に繋がるケースや児童の権利を奪う事例も存在する。こういったケースを未然に防ぐためにも、他市での取組を参考にするなど、今後の対応が必要である。</p> <p>・特定健康診査の受診率等については、他市との比較など分析を行い、その結果を反映させる仕組みを構築することで、全体としての質的向上を図ることも検討していく必要がある。</p> <p>・健康寿命を延ばすには、運動・食事・ストレス対策が大事な柱であり、良い生活習慣を身につけることが大切である。行政も積極的に生活習慣病の改善に向けて保健指導を行っているが、行政による指導だけでなく、対象者の体験談を聴く機会を設けることも効果的と考えるため、検討していく必要がある。</p>	

方向性	取組方向	
	内容	内容
継続	<p>・就学前後にかかる発達障害等の早期発見・支援については、引き続き、各種相談事業や関係機関による連絡会等を開催するとともに、専門機関との協力・連携に努めていく。また、尼崎市医師会や市内関係局（こども青少年局、教育委員会）とともに、今後の対応に向けて検討を進めていく。</p> <p>・今後も各種分析結果に基づき様々な受診率向上対策、生活習慣病の発症、重症化予防対策を講じていく。さらに、これからの新たな課題である認知症の発症予防、発症延伸、重症化予防を目指し、市民が自ら認知症予防につながる生活習慣、リスクコントロールができるよう支援していくための事業も実施していく。</p>	

尼崎市障害者計画（第3期）評価・管理シート（平成27年度）

重点課題	1	必要な支援を受け、身近な地域で暮らすことができる環境づくり	基本施策	2	福祉サービス、相談支援	施策目標	基準値			目標値 (H32)	実績値					達成率		
	方向			H26			H27		H28		H29		H30		H31			
関係所属名	障害福祉課（障害者自立支援事業担当、障害福祉政策担当）、疾病対策担当					基幹型の総合相談窓口機能の設置	↑	H25	—	か所	2	0	0	**	**	**	**	0.0%

施策の方向性 (1) 障害福祉サービス等

1 施策の進捗状況 (Plan・Do)		2 施策の評価 (Check)				3 今後の取組方向 (Act)			
取組項目		活動概要		内部評価		外部評価		取組方向	
				状況	内容	状況	内容	方向性	内容
①	訪問系サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> 障害のある人の在宅生活を支援していくため、訪問系サービスの居宅介護・重度訪問介護・同行援護を提供している。支給実績については、平成25年度の1,422人から平成27年度は1,547人と順調に増加している。 					<ul style="list-style-type: none"> 障害福祉サービス等は、全国的に統一的な運用ができていない。特に、介護保険の対象となった65歳以上の高齢障害者や同行援護の利用者については、尼崎市において国や県の見解と異なる事例があり、運用方法を再検討する必要がある。 		
②	日中活動系サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> 障害のある人の地域での生活を支援していくため、日中活動系サービスを提供している。生活介護・就労移行支援・就労継続支援（A・B型）の支給実績については年々増加しており、特に就労系サービスは大幅な伸びを示している。一方、自立訓練（機能訓練・生活訓練）の支給実績については、近年、やや減少傾向にある。 		概ね順調	<ul style="list-style-type: none"> 訪問系・日中活動系サービスについては、市域におけるサービス提供基盤の整備も進んでおり、支給実績も概ね増加傾向にあることから、障害のある人の地域生活の支援に寄与している。 	概ね順調	<ul style="list-style-type: none"> 日中活動系サービスは、自立訓練と生活介護がほぼ同水準で、就労系サービスの支給実績が大きく増加している。今後は、支援の方法やニーズの高さ、サービスの質等を調査・分析し、適切なサービス提供の確保が行われているかを検証する必要がある。 		
③	福祉用具の利用支援等	<ul style="list-style-type: none"> 障害のある人の身体機能の代替・補完や日常生活の利便性の向上を図るため、福祉用具（補装具・日常生活用具）の給付等を行っており、給付件数は概ね増加傾向にある。特に、日常生活用具における排泄管理支援用具（ストマ等）の給付件数が多くなっている。 			<ul style="list-style-type: none"> 福祉用具の給付については、毎年増加傾向にあり、ニーズの高い事業といえる。高まるニーズに即した給付品目となっているかについて、定期的な検証が必要である。 		<ul style="list-style-type: none"> 日中一時支援事業は、学校卒業後の受け入れ先を含む一時的な見守り場所の確保や障害のある人の家族支援、虐待防止等の観点から需用が大きいと考えられるが、事業者の参入が十分ではない。今後は、自立支援協議会等での協議を通じて、新たな加算の創設等による利用拡大について検討する必要がある。 		
④	その他の日常生活を支援する福祉サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> 家族の病気・急用等により一時的な預かりが必要となった場合に、日中活動の場や介護を行う日中一時支援事業を実施しているが、市内の事業所数が少なく利用実績も低い状況であるため、利用拡大に向けて取り組んでいる。その他、重度障害のある人への訪問入浴サービスなど各種福祉サービスを実施するとともに、障害者年金や各種手当の給付等について、市のホームページや「福祉の手引き」を活用し、情報の提供に取り組んでいる。 			<ul style="list-style-type: none"> 日中一時支援事業については、放課後や日中活動系サービスの利用後の時間帯について見守り支援を求める声も多いため、事業所の指定基準の緩和や送迎に係る加算の創設等、現行の運用を見直していく必要がある。 		<ul style="list-style-type: none"> 障害福祉サービスの支給量の増加に伴い、請求事務への対応や利用者への適切なサービス提供の確保が課題となっているため、給付や請求担当職員の充実など、さらなる体制整備に取り組む必要がある。 		
⑤	サービスの質の向上等	<ul style="list-style-type: none"> 適切かつ良質な障害福祉サービス等を提供するため、平成26年度に「尼崎市障害福祉サービス等支給決定基準（ガイドライン）」を策定し、利用者意見交換会や事業所説明会を実施して周知を図ってきた。また、平成27年度より給付担当職員を一定確保して、ガイドラインの運用を開始している。基準に即した支給決定やシステムを使った請求審査を行うとともに、基準を超える支給量を決定する際は、医療や福祉の学識経験者等で構成する「非定型審査会」で意見を伺うなど、利用者の心身の状況や必要なサービス等に応じた適正なサービス提供に向けて取り組んでいる。 					<ul style="list-style-type: none"> 障害福祉に関する市のホームページにおいては、他のサービスと同様に社会資源としてのサービス事業所や委託相談支援事業者を掲載する必要がある。特に、委託相談支援事業者についてはリンクを貼るなど広く紹介すべきである。 		
							<ul style="list-style-type: none"> 事業者の一部は、サービス提供にあたり、障害への理解が不足している。今後は、適切なサービス提供が行われるよう、事業者に対し、研修等を実施する必要がある。 		
							<ul style="list-style-type: none"> ガイドラインは、利用者や事業者に対する説明会等を実施してきたが、理解が進んでいない。今後は、支給決定にあたり、利用者の事情等を十分に傾聴し、丁寧な制度説明に努める必要がある。 	継続	<ul style="list-style-type: none"> 訪問系サービスについては、障害福祉サービス等に係るガイドラインを利用者や事業所に周知するとともに、ケースワーカー等の配置を検討するなど、基準に即した支給決定や適正なサービス提供がなされるよう取り組んでいく。また、利用者への適切なサービス提供を確保するため、引き続き、事業所説明会の実施や事業所への監査・請求審査体制の強化に取り組んでいく。
									<ul style="list-style-type: none"> 福祉用具については、利用ニーズに合った給付品目となるよう、近隣市と情報を共有するなど検証を行っていく。
									<ul style="list-style-type: none"> 日中一時支援事業の利用拡大に向けては、引き続き、市内の事業所とも協議等を行い、早期の参入を目指していく。
									<ul style="list-style-type: none"> 増大する請求事務への対応については、重複チェック等を行う請求審査システムを活用し、適切なサービス提供に努めていく。

尼崎市障害者計画（第3期）評価・管理シート（平成27年度）

重点課題	1	必要な支援を受け、身近な地域で暮らすことができる環境づくり	基本施策	2	福祉サービス、相談支援	施策目標	方向	基準値	目標値 (H32)	実績値						達成率		
	H26			H27						H28	H29	H30	H31					
関係所属名	障害福祉課（障害者自立支援事業担当、障害福祉政策担当）、疾病対策担当					基幹型の総合相談窓口機能の設置	↑	H25	—	か所	2	0	0	**	**	**	**	0.0%

施策の方向性 (2) 相談支援体制

1 施策の進捗状況 (Plan・Do)

取組項目	活動概要
① 地域での相談支援等の充実	・委託相談支援事業所における延べ相談回数は年々増加傾向にあり、平成27年度は17,826回となっている。また、障害のある人の地域生活における課題や必要な支援等についての情報の共有や相談支援機関の連携の緊密化を図るため、「尼崎市自立支援協議会」や「あまがさき相談支援連絡会」を毎月開催している。
② 専門相談機関との連携	・障害のある人に対する相談支援については、必要に応じて、県の専門相談機関と連携を図りながら対応している。近年、発達障害のある人等の相談支援ニーズが高まっており、発達障害者支援センター（芦屋ランチ）と本市の委託相談支援事業所における相談者数は、平成25年度の133人から平成26年度は213人と増加している。
③ ケアマネジメントの提供	・平成29年度までに全ての支給決定者及び支給決定保護者に対して、「サービス等利用計画」及び「障害児支援利用計画」を作成するため、平成26年度に障害福祉サービス等に係るガイドラインを策定し、利用計画を作成する指定特定相談支援事業所に対する説明会や意見交換会等を実施して、ネットワークづくりを進めている。なお、平成28年3月末時点の実績は、全支給決定者（児童）4,896人に対して692人の作成となっており、作成達成率は約14.1%となっている。
④ 相談員活動の充実	・障害のある人に対する更生支援に対して、熱意と見識を持つ人を相談員に委嘱し、ピアカウンセリングや公的機関と結ぶ役割等を担っていただくことで、市内居住の障害のある人への相談支援や指導等に取り組んでいる。なお、平成26年度における相談件数は、延べ888件となっている。

2 施策の評価 (Check)

状況	内部評価		外部評価	
	内容	状況	内容	状況
遅れている	・委託相談支援事業所における相談件数も年々増加傾向にあり、窓口の明確化も一定進んでいるが、今後も相談件数の増加が見込まれるため、新たな委託先を確保していく必要がある。	遅れている	・委託相談支援事業所は、増加する相談件数の対応に加え、計画相談支援も実施していかなければならない。また、地域の社会資源や関係機関によるネットワーク等を活かし、様々な相談に対応していくことが求められている。今後は、委託相談支援事業所の周知など相談窓口の明確化に取り組むとともに、運用体制の見直しや相談員のスキルアップを図る必要がある。	遅れている
	・相談内容の複雑化や専門化に対応していくため、行政の総合相談窓口機能（基幹相談支援センター）の設置など相談窓口の機能強化に取り組む必要がある。また、引き続き、県の専門相談機関等と連携していくとともに、特に、これまで多くの発達相談を行ってきた芦屋ランチについては、平成27年度より市町村を支援する本来の二次的機関となったため、より一層の連携を図っていく必要がある。		・相談内容の複雑化や専門化に対応するため、委託相談支援事業所には後方支援や二次的機関としてスーパーバイスを行う機能が不可欠である。今後は、基幹相談支援センターを設置し、相談事業の質の向上を図る必要がある。	
	・利用計画の作成については、進捗が遅れているため早急な対応が必要であるが、本市ガイドラインに即した適切な支給決定となるよう取り組んでいく必要がある。		・サービス等利用計画は、作成率が約14%と低い状況である。今後は、委託相談支援事業所の増設や増員を始め、相談支援事業所のネットワーク強化、相談支援専門員の増員、研修会の開催等の施策を検討して早急に体制を整備し、障害のある人の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、計画を作成する必要がある。	
	・相談員の支援活動は、障害のある人と市など公的機関をつなぐパイプ役としても必要不可欠であるため、相談員と行政の連携を一層深めていく必要がある。		・相談員活動は、日常生活上の悩みの傾聴から専門的な知識を要する対応まで多岐に亘っているが、各相談員のスキルにばらつきがあり、支援に必要な情報も不足している。今後は、安定的に事業を実施するため、行政より相談員に対し、定期的に積極的な情報を発信する必要がある。	

3 今後の取組方向 (Act)

方向性	取組方向
重点化	<ul style="list-style-type: none"> 今後も増加が見込まれる相談件数や複雑化かつ専門化する相談内容等に対応していくため、新たな委託先の確保に努めていく。また、委託相談事業所の連絡会を定期的に開催して事業所間の連携の強化を図るとともに、研修会や意見交換会を通じて、相談員の知識の向上や支援等に取り組んでいく。 障害者（児）相談支援事業に対する専門的な指導・助言機能等の強化、サービス等利用計画等の作成の推進等に対応していくため、「（仮称）保健福祉センター」の2所化を見据えるとともに、本庁機能との役割分担も踏まえて、引き続き、障害福祉に係る総合相談窓口機能の設置について検討を進めていく。併せて、より高度な知識と専門性を高め、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関である「基幹相談支援センター」の設置についても、他の相談窓口機能との統合等も含め、庁内関係課と協議を進めていく。さらに、障害のある人の地域生活への移行や定着を支援するためのサービス提供体制の総合調整を図るコーディネーターの配置や休日・夜間も含めた緊急時（24時間体制）の相談支援体制の整備に向けて取り組んでいく。 相談員の資質向上や行政との連携を深めていくため、新たな制度の周知や情報提供に取り組むとともに、定期的な研修会等の実施に努める。

活動指標名	方向	基準値	実績値								
			H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32		
1 委託相談支援事業所における延べ相談回数	↑	H25 14,302 回	17,581	17,826	**	**	**	**	**	**	
活動状況	障害福祉に係る諸制度の周知・普及によって、潜在していた相談支援ニーズが顕在化していることや支援を必要とする人が増加したこと等に伴い、相談件数は増加している。										
2 基幹型の総合相談窓口機能の設置	↑	H25 — か所	0	0	**	**	**	**	**	**	
活動状況	地域の相談支援体制の充実と重層化に向けた「基幹型の総合相談窓口機能」の設置については、本市の「保健・福祉センター」の2所化の取組に併せて検討を続けている。										

尼崎市障害者計画（第3期）評価・管理シート（平成27年度）

重点課題	2	生きがいを持って、自分らしく暮らすことができる環境づくり	基本施策	3	療育・教育	施策目標	方向	基準値			目標値 (H32)	実績値					達成率
	関係所属名			「あまっこファイル」説明会の開催回数				H26	H27	H28		H29	H30	H31			
障害福祉課（障害者自立支援事業担当、障害福祉政策担当）、健康増進課、保健センター、保育課（保育指導担当）、児童課、生徒指導担当、教育相談・特別支援担当、学務課、学校教育課、教育総合センター		「あまっこファイル」説明会の開催回数		↑	H25	—	回	6	1	14	**	**	**	**	233.3%		
				↑	H25	—	人	60	10	68	**	**	**	**	113.3%		

施策の方向性 (1) 療育

1 施策の進捗状況 (Plan・Do)

取組項目	活動概要
① 療育支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・障害のある子どもが身近な地域で適切な支援が受けられるよう、児童発達支援（医療型を含む。）を提供している。利用実績は増加しており、利用者数も平成25年度の248人から平成27年度（見込）は312人となっている。 ・市立の児童発達支援センター「あこや学園」、「たじかの園」で実施する保育所等訪問支援事業については、訪問先への説明会や各種広報に加え、平成26年度より訪問担当者を増員したことで利用回数は増加傾向にある。さらに、保護者や関係機関へ専門的な療育指導を行うため、療育等支援事業を委託している。 ・尼崎市自立支援協議会において、「あまっこファイル」の書き方や活用方法についての説明会を開催している。市報を活用した広報や参加者等による周知も図られてきており、平成27年度は14回開催して、参加者数は68人となっている。
② 保育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・障害児保育など多様な保育ニーズに対する保育サービスを提供できるよう、法人保育園等への補助を行っている。また、公私立保育所の連絡会や職員に対する専門研修を、平成27年度（見込）はそれぞれ5回、29回開催し、保育の質や職員の資質向上を図っている。 ・家庭での子育ての支援を図るため、臨床心理士による子どもの成長や発達に関する講演会を各園で実施するとともに、特別な支援を要する幼児を受け入れる特設学級設置園を6園から9園に拡大して教員を配置するなど、個々の発達に応じた学びの環境を整えている。
③ 放課後の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・障害のある子どもに放課後等の居場所を提供し、生活能力の向上のために必要な訓練を行うため、放課後等デイサービスを提供している。利用実績は大幅に増加しており、利用者数も平成25年度の262人から平成27年度（見込）は485人となっている。 ・保護者が昼間労働等による不在のため、家庭において保護を受けることができない留守家庭児童に対し、児童ホームにおいて安全な生活の場を提供するとともに、集団生活の中での遊びを通して生活指導、余暇指導を行っている。待機児童については、年次的な施設整備による定員増に取り組んでおり、平成26年度は立花西児童ホームの定員を20名増員したほか、定員の1割増を受け入れる弾力化や定員の10人増を行なう暫定措置により、児童の受け入れを図り待機児童解消の取組を行っている。さらに、施設整備による定員拡大に加え、民間事業者の活用による待機児童の解消を図っている。

2 施策の評価 (Check)

状況	内部評価		外部評価	
	内容	状況	内容	状況
概ね順調	<ul style="list-style-type: none"> ・児童発達支援や放課後等デイサービスについては、市域におけるサービス提供基盤の整備も進んでおり、支給実績も増加傾向にあることから、障害のある児童の地域生活の支援に寄与している。特に、放課後等デイサービスは大幅な伸びを示しており、利用ニーズが高いことが伺える。 ・保育所等訪問支援事業については、市立施設における利用実績も増加傾向にあるため、引き続き、効果的な事業実施に向けて、保護者や訪問先の支援ニーズの把握等に取り組む必要がある。 ・「あまっこファイル」の利用促進に向けては、自立支援協議会関係者の支援等によって、平成27年度は重点的に説明会を開催することができており、療育関係機関等への周知も一定図られてきている。 ・障害のある子どもの集団生活への適心を支援するため、引き続き、効果的な事業実施に向けて、保護者や訪問先の支援ニーズの把握等に取り組むことが課題となっている。 ・公立保育所長6名、法人保育園長6名で構成する連絡会を開催し、保育の質の向上について協議し取り組んでいる。また、専門研修については、法人保育園からの参加も増加し、連絡会での検討事項と合わせて保育サービスの向上につながっていると考えている。 ・待機児童対策については、「子ども・子育て支援事業計画」に基づき、施設整備による定員拡大に加え、民間事業者の活用により解消に取り組む必要がある。 	概ね順調	<ul style="list-style-type: none"> ・児童発達支援については、全体的に利用者数が増加するなど順調に推移しており、評価できる。 ・1歳半や3歳半健診において、発達に気がかりのある幼児が継続して相談や療育等を受けることができ、就学等に向けてそれらの情報をつなげていけるような取組が求められている。「あまっこファイル」が、保健・福祉・教育・就労など様々なライフステージをつなぐツールとして活用されるよう、関係機関への周知や一層の連携を図っていく必要がある。 ・療育支援の充実にあたっては、教育分野と一体的に取り組んでいくことが重要である。保育における連携協議会の実施とその実効性が確保できていることは意義があるが、幼保一元化も進められている中、保育のみならず、教育分野も含めた連絡会等を実施していくことや、障害児保育の研修会の対象者を拡大して、幼稚園教諭や放課後等デイサービス事業所の職員等も参加できるように検討していく必要がある。 ・保育所や幼稚園など就学前の施設（特に私立施設）において、気がかりな子どもたちについての相談等ができる取組を早急に構築していく必要がある。 ・放課後等デイサービスが充実していることは一定評価できるが、急激に増える事業所について、適切な療育支援が行われているか検証していく必要がある。また、保護者においては、放課後等の居場所という意味合いに加えて、より専門的な療育支援へのニーズが高まっていることから、「たじかの園」で実施している個別療育等の充実も含め、療育支援の充実を図っていく必要がある。 	

3 今後の取組方向 (Act)

方向性	取組方向
継続	<ul style="list-style-type: none"> ・障害児通所支援の提供体制を確保していくため、指定基準や運営方法等の情報提供に努めて、事業所の設置協力を求めていく。また、放課後等デイサービスについては、近年、急激に事業所数が増加しているため、実地調査等を通じて、事業者のサービスの質の向上等に努めていく。 ・保育所等訪問支援事業については、訪問実績を積み重ねる中で、訪問先や保護者間での周知を図っていくとともに、支援ニーズの把握等を進めて効果的な実施手法や体制がとれるよう検討していく。また、療育等支援事業についても、安定的な事業運営ができるよう、委託先と協議・検討を続けていく。 ・「あまっこファイル」の周知や利用促進に向け、定期的に説明会を開催していけるよう、実施体制の整備等について、自立支援協議会で検討していく。 ・法人保育園への補助金を継続して、特別保育事業の実施を促進することにより、多様化する保育ニーズに対応していく。 ・子ども・子育て支援新制度においても職員の質の向上が明記されていることから、法人保育園はもとより、小規模保育事業所や認定こども園等従事者の質の向上も含めた支援体制の構築に努めるとともに、関係機関とも連携を図りながら、人材育成の体制づくりに取り組んでいく。 ・待機児童の解消を図るため、民間事業者を活用していくとともに、「子ども・子育て支援事業計画」に基づき、将来推計を参考としながら、引き続き、教育委員会と校舎活用等の調整を図った上で施設整備による定員増に取り組んでいく。 ・平成27年度からの子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、条例で規定された放課後児童健全育成事業の設備及び運営基準を遵守するとともに、対象年齢拡大等に対応できるよう、引き続き児童ホーム事業としての質の確保・向上等を図っていく。

活動指標名	方向	基準値		実績値							
		H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32			
1 障害児保育研修の参加者数	↑	H25	169 人	224	225	**	**	**	**	**	**
活動状況	保育所職員専門研修、障害児保育部会事例検討会及び拡大研修、保育所職場別研修等において、障害児保育研修を実施している。										
2 障害児等療育支援事業における相談件数	↑	H25	2,583 件	2,604	2,311	**	**	**	**	**	**
活動状況	相談件数のうち、特に「在宅支援外来療育等支援事業」の件数が減少しており、平成27年度は全体で2,311件となっている。										
3 「あまっこファイル」説明会の開催回数	↑	H25	— 回	1	14	**	**	**	**	**	**
活動状況	↑	H25	— 人	10	68	**	**	**	**	**	**
活動状況	「あまっこファイル」の説明会については、市民全般を対象とする開催に加えて、療育施設等からの個別の依頼にも対応してきており、平成27年度は14回開催し、参加者数は68人（書き方教室8回・50人、相談会6回・18人）となっている。										

尼崎市障害者計画（第3期）評価・管理シート（平成27年度）

重点課題	2	生きがいを持って、自分らしく暮らすことができる環境づくり	基本施策	3	療育・教育	施策目標	方向	基準値		目標値 (H32)	実績値					達成率		
	H26							H27	H28		H29	H30	H31					
関係所属名	障害福祉課（障害者自立支援事業担当、障害福祉政策担当）、健康増進課、保健センター、保育課（保育指導担当）、児童課、生徒指導担当、教育相談・特別支援担当、学務課、学校教育課、教育総合センター					「あまっこファイル」説明会の開催回数	↑	H25	—	回	6	1	14	**	**	**	**	233.3%
							↑	H25	—	人	60	10	68	**	**	**	**	113.3%

施策の方向性 (2) インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育

1 施策の進捗状況 (Plan・Do)		2 施策の評価 (Check)		3 今後の取組方向 (Act)																																																																																				
取組項目	活動概要	内部評価	外部評価	方向性	取組方向																																																																																			
		状況	状況																																																																																					
①	一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導の充実 ・特別支援学校、特別支援学級及び通常の学級に在籍する障害のある幼児児童生徒一人ひとりが、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するために、特別支援コーディネーターを中心に学校全体で取り組みを行っている。 ・施設設備をはじめとする環境の整備や、生活介助員や教育支援員、特別支援ボランティアを配置し、教育的ニーズに応じた指導の充実を図っている。	<p>概ね順調</p> <p>・社会の情勢や県教育委員会・市教育委員会の研修などから、教員の特別支援教育に対する意識は高まっている。各校においては、共通理解を行い、一人ひとりに応じた適切な指導・支援が行えるよう、事例検討会や校内研修等を実施し、校内外体制を構築している。</p> <p>・生活介助員や教育支援員を配置し、支援を行っていることで、本人の日常生活面や情緒面の安定等の効果があり、学校・保護者からも高い評価を得ている。しかし、支援の必要な児童生徒が年々増加傾向にあり、配置希望も増大していることから、状況に応じた対応が課題である。</p> <p>・教職員の指導力向上のための研修については、それぞれの研修の形態を工夫改善し、実施を計画的に行なった結果、受講者からの満足度が上昇するとともに、授業への活用意欲にも向上がみられるなど、高い評価が得られた。</p>	<p>概ね順調</p> <p>・各学校園において、支援を必要とする児童生徒が増加しているため、特別支援教育コーディネーターや特別支援学級担任、通級指導教員、教育支援員、生活介助員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなど、様々な立場の関係者が連携した校内体制を構築し、生徒・保護者への周知が必要である。</p> <p>・就学先については、就学指導等において、本人や保護者が納得できるよう十分な情報の提供に努めるとともに、意見を最大限尊重する中で、本人や保護者、教員委員会、学校が合意した上で決定していく必要がある。</p> <p>・教職員の研修機会において、障害当事者の体験の講話等を取り入れることも効果的である。また、特別支援教育が成人期にもたらす効果等について、保育や教育、福祉分野の関係者を交えて協議することにより、どのような支援が必要かより明確になると考えるため、検討会や研修の開催について検討していく必要がある。</p> <p>・個別の指導計画や個別の教育支援計画の作成・活用実績については、全体的に順調な推移を示しており評価できるが、それらの取組が実際どういった支援等につながったのか検証していく必要がある。加えて、今後は障害者差別解消法の施行に伴い、権利擁護の観点からの取組や支援が求められる。なお、個別の指導計画や個別の教育支援計画については、就学や就労などそれぞれのライフステージに応じて内容を変えていくべきであり、それらの移行が円滑となるような工夫を講じていく必要がある。</p>	<p>継続</p> <p>・今後とも、特別支援学校、特別支援学級及び通常の学級に在籍する障害のある幼児児童生徒一人ひとりが、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するために、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用し、特別支援コーディネーターを中心に学校全体で指導・支援ができるよう、学校園と市教育委員会が連携を図りながら取り組んでいく。</p> <p>・特別な教育的支援を必要とする児童生徒が年々増加していることから、状況や実態を把握しながら、本人にとっての適切な学びの場を検討していく。また、状況に応じて、生活介助員や教育支援員の増員も視野に入れた支援体制の充実を図っていく。</p> <p>・研修の人数や形態の更なる工夫改善とシリーズ研修の取組みなど、研修の充実を図り、教職員の指導力向上に取組んでいく。</p>																																																																																				
②	適切な就学指導の推進 ・特別な支援が必要な児童生徒一人ひとりの将来を見据え、教育・心理学・医学など幅広い分野の専門家からなる「教育支援委員会」が、望ましい就学先について、専門的・多角的な観点から慎重に審議しており、その判断をもとに、保護者の意見を聴取し、就学先についての合意形成を図っている。																																																																																							
③	特別支援教育の理解・啓発の推進 ・学校園内、学校園間の交流及び共同学習を幼児児童生徒の実態に応じて行い、お互いの違いを認め合い、共に助け合って生きていくことを学ぶと共に、保護者や地域などへの理解・啓発を図るきっかけとしている。 ・特別支援学校及び特別支援学級の作品展を実施し、理解・啓発を図っている。																																																																																							
④	教職員の指導力の向上 ・初任者研修において、特別支援教育研修を必修として取り入れている。また、職務に応じた研修においても、特別支援コーディネーター研修を実施している。さらに、夏季休業中に特別支援学校と共催の研修を実施し、指導力の向上をめざしている。																																																																																							
⑤	ライフサイクルに応じた支援体制の構築 ・各学校園において個別の教育支援計画や個別の指導計画等を活用し、一人ひとりの自立や社会参加を目指した、一貫した進路指導体制作りを推進している。 ・教育・医療・福祉等が連携して、尼崎市特別支援連携協議会を組織し、ライフサイクルを見通した支援体制の構築を図っている。																																																																																							
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">活動指標名</th> <th rowspan="2">方向</th> <th colspan="2" rowspan="2">基準値</th> <th colspan="8">実績値</th> </tr> <tr> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>H31</th> <th>H32</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 「個別の指導計画」、「個別の教育支援計画」の作成及び活用数</td> <td>↑</td> <td>H25</td> <td>1,018 件</td> <td>1,030</td> <td>1,346</td> <td>**</td> <td>**</td> <td>**</td> <td>**</td> <td>**</td> <td>**</td> </tr> <tr> <td>活動状況</td> <td colspan="11">障害のある児童生徒一人ひとりに応じた指導を充実させるため、個別計画の作成及び活用に取り組んでおり、平成27年度の作成・活用数は1,346件となっている。</td> </tr> </tbody> </table>		活動指標名	方向	基準値		実績値								H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	1 「個別の指導計画」、「個別の教育支援計画」の作成及び活用数	↑	H25	1,018 件	1,030	1,346	**	**	**	**	**	**	活動状況	障害のある児童生徒一人ひとりに応じた指導を充実させるため、個別計画の作成及び活用に取り組んでおり、平成27年度の作成・活用数は1,346件となっている。											<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">活動指標名</th> <th rowspan="2">方向</th> <th colspan="2" rowspan="2">基準値</th> <th colspan="8">実績値</th> </tr> <tr> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>H31</th> <th>H32</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2 公立幼稚園、小中学校における特別支援学級（教室）の開設数</td> <td>↑</td> <td>H25</td> <td>179 教室</td> <td>166</td> <td>178</td> <td>**</td> <td>**</td> <td>**</td> <td>**</td> <td>**</td> </tr> <tr> <td>活動状況</td> <td colspan="11">障害のある児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導を充実させるため、障害種別に応じた特別支援学級を開設しており、平成27年度の開設数は178教室となっている。</td> </tr> </tbody> </table>		活動指標名	方向	基準値		実績値								H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	2 公立幼稚園、小中学校における特別支援学級（教室）の開設数	↑	H25	179 教室	166	178	**	**	**	**	**	活動状況	障害のある児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導を充実させるため、障害種別に応じた特別支援学級を開設しており、平成27年度の開設数は178教室となっている。										
活動指標名	方向					基準値		実績値																																																																																
		H26	H27	H28	H29			H30	H31	H32																																																																														
1 「個別の指導計画」、「個別の教育支援計画」の作成及び活用数	↑	H25	1,018 件	1,030	1,346	**	**	**	**	**	**																																																																													
活動状況	障害のある児童生徒一人ひとりに応じた指導を充実させるため、個別計画の作成及び活用に取り組んでおり、平成27年度の作成・活用数は1,346件となっている。																																																																																							
活動指標名	方向	基準値		実績値																																																																																				
				H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32																																																																														
2 公立幼稚園、小中学校における特別支援学級（教室）の開設数	↑	H25	179 教室	166	178	**	**	**	**	**																																																																														
活動状況	障害のある児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導を充実させるため、障害種別に応じた特別支援学級を開設しており、平成27年度の開設数は178教室となっている。																																																																																							
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">活動指標名</th> <th rowspan="2">方向</th> <th colspan="2" rowspan="2">基準値</th> <th colspan="8">実績値</th> </tr> <tr> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>H31</th> <th>H32</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3 巡回相談の実施件数</td> <td>↑</td> <td>H25</td> <td>93 件</td> <td>101</td> <td>—</td> <td>**</td> <td>**</td> <td>**</td> <td>**</td> <td>**</td> </tr> <tr> <td>活動状況</td> <td colspan="11">障害のある児童生徒への指導方法や内容、ご家庭との連携等の充実を図るため公立学校等への巡回相談を行っており、平成26年度は、幼稚園（18件）、小学校（47件）、中学校（36件）に対して実施している。</td> </tr> </tbody> </table>		活動指標名	方向	基準値		実績値								H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	3 巡回相談の実施件数	↑	H25	93 件	101	—	**	**	**	**	**	活動状況	障害のある児童生徒への指導方法や内容、ご家庭との連携等の充実を図るため公立学校等への巡回相談を行っており、平成26年度は、幼稚園（18件）、小学校（47件）、中学校（36件）に対して実施している。																																																							
活動指標名	方向					基準値		実績値																																																																																
		H26	H27	H28	H29			H30	H31	H32																																																																														
3 巡回相談の実施件数	↑	H25	93 件	101	—	**	**	**	**	**																																																																														
活動状況	障害のある児童生徒への指導方法や内容、ご家庭との連携等の充実を図るため公立学校等への巡回相談を行っており、平成26年度は、幼稚園（18件）、小学校（47件）、中学校（36件）に対して実施している。																																																																																							

尼崎市障害者計画（第3期）評価・管理シート（平成27年度）

重点課題	2	生きがいを持って、自分らしく暮らすことができる環境づくり	基本施策	3	療育・教育	施策目標	方向	基準値	目標値 (H32)	実績値						達成率
	関係所属名			「あまっこファイル」説明会の開催回数						H26	H27	H28	H29	H30	H31	
障害福祉課（障害者自立支援事業担当、障害福祉政策担当）、健康増進課、保健センター、保育課（保育指導担当）、児童課、生徒指導担当、教育相談・特別支援担当、学務課、学校教育課、教育総合センター		「あまっこファイル」説明会の開催回数		↑	H25	—	回	6	1	14	**	**	**	**	233.3%	
				↑	H25	—	人	60	10	68	**	**	**	**	113.3%	

施策の方向性 (3) こころの教育・支援

1 施策の進捗状況 (Plan・Do)		2 施策の評価 (Check)		3 今後の取組方向 (Act)			
取組項目	活動概要	内部評価	外部評価	取組方向	内容		
		状況	内容	状況	内容		
① 学校教育の中での福祉教育の推進	<p>・本市においては、中学2年生が、農林水産体験活動、職場体験活動、文化・芸術創作体験活動、ボランティア・福祉体験活動、その他、異文化交流や情報・科学技術・環境等に関する活動など、地域や学校の実態に応じた様々な体験活動を行う「トライやる・ウィーク」推進事業を通じて、人とかかわりの中で、働くことの意義や楽しさを実感したり、社会の一員としての自覚を高めるなど、生徒一人ひとりが自分の生き方を見つけられるように支援する。</p>	概ね順調	<p>・「トライやる・ウィーク」については、ほとんどの生徒が充実した活動であったと感じている。今後は、学校や地域と連携して、生徒のニーズへの対応や受け入れ先の拡大等を図り、社会の一員としての自覚を高める支援を充実させていく必要がある。</p> <p>・教育相談については、見立てと経過、目標を明らかにして、不登校や発達などの内容にきめ細やかな支援を行っている。教育相談のニーズはますます高まることが考えられるので、現在の取り組みを維持しながら、子どもや家庭、学校への支援体制の充実を図っていく必要がある。</p>	概ね順調	<p>・「トライやる・ウィーク」について、様々な体験活動の中には、地域でのボランティア活動や福祉施設等での活動もあることから、そうした「ボランティア・福祉体験活動」の一層の充実が求められる。また、福祉施設等で活動を行った生徒が、継続的にボランティア活動に取り組みるような工夫等についても検討していく必要がある。</p> <p>・障害や障害のある人への理解については、幼少期からの啓発が重要となるため、当事者団体との連携のもと、学校の授業カリキュラムに組み込んでいくといったことについても検討していく必要がある。</p> <p>・教育相談の充実に向けては、これまでの取組の効果検証等を行うとともに、いじめや不登校、自殺、貧困家庭等の問題に、児童の障害が重なり合って複雑化するといった可能性も考慮して、臨床心理士のみならず、スクールソーシャルワーカーと連携していくことも重要である。また、保健所や幼稚園、保育所等の関係機関とも早期から連携を図り、相談体制の充実に取り組んでいく必要がある。</p>	継続	<p>・「トライやる・ウィーク」については、地域に学ぶ「トライやる・ウィーク」の趣旨に基づき、学校・家庭・地域の連携を深め、社会全体で子どもの人間形成や社会的自立に向けた支援ができるよう取組を進めていく。</p> <p>・相談内容が複雑化・多様化していることから、学校園はもちろん、福祉や医療など、関連機関や専門機関との連携をさらに強化し、児童生徒等の悩みや心のケアに取り組んでいく。</p>
② 教育相談の充実	<p>・教育委員会では、4歳から18歳までの子どもについて、不登校や発達など、臨床心理士等が面接や電話により、様々な悩みの相談を受け、問題の解決と自立を図るための支援を行っている。また、状況に応じて、学校園や医療・福祉との連携を図っている。</p>						

尼崎市障害者計画（第3期）評価・管理シート（平成27年度）

重点課題	2	生きがいを持って、自分らしく暮らすことができる環境づくり	基本施策	4	雇用・就労	施策目標			基準値			実績値					達成率	
	方向			目標値 (H32)		H26	H27	H28	H29	H30	H31							
関係所属名	障害福祉課（障害者自立支援事業担当、障害福祉政策担当）、しごと支援課、人事課					障害者優先調達推進法に基づく調達件数	↑	H25	4	件	12	5	6	**	**	**	**	25.0%

施策の方向性	(1)	雇用機会
--------	-----	------

1 施策の進捗状況 (Plan・Do) 2 施策の評価 (Check) 3 今後の取組方向 (Act)

取組項目	活動概要
① 就労に関する支援・相談体制等の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・障害のある人の就労を支援するため、就労移行支援を提供している。近年、利用実績は増加しており、利用者数も平成25年度の58人から平成27年度（見込）は107人となっている。 ・就労相談や職場内実習等の機会の提供、雇用先の開拓や確保、企業との橋渡し、就労・定着に向けた支援等に取り組むため、「尼崎市障害者就労・生活支援センターみのり」に障害者就労支援事業を委託している。センターの利用者は年々増加傾向にあり、平成27年度の一般就労者数は36人となっている。 ・市役所内において職場体験や就労実習を行う「障害者就労チャレンジ事業」を実施しており、平成27年度は5人の受け入れを行っている。
② 企業等への支援・理解の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・企業等への支援・理解の促進に向けて、ハローワークと連携を図る中で、本市ホームページをはじめ、企業が参加する尼崎雇用対策促進協議会や企業人権・同和教育合同研究会等の機会を通じ、障害者雇用の現状や企業に対する助成金制度等について説明や啓発を行っている。 ・ハローワークとともに市内経済団体を直接訪問し、市内企業における更なる取組の促進を要請するなど、積極的に情報発信を行っている。

状況	内部評価		外部評価	
	内容	状況	内容	状況
概ね順調	<ul style="list-style-type: none"> ・就労移行支援は事業所数・利用者数ともに増加しており、サービスの提供体制については一定整備されてきている。 ・「尼崎市障害者就労・生活支援センターみのり」においては、新規利用者のみならず、継続的な支援を必要とする人も増加しており、一般就労者数は横ばいの状況が続いている。なお、法定雇用率の引上げや就職後の定着支援の制度普及等によって、今後も就労希望者の増加が予想されるため、その対応に向けてセンターの支援体制を充実していく必要がある。 ・「障害者就労チャレンジ事業」の利用者からは、「仕事をするやりがいを感じられるようになった。」、「就職に向けての気持ちが強くなった。」等の声がある。また、平成27年度の利用者のうち、3名（平成28年4月末現在）が就労に結びついており、就労意欲の向上や就労支援に寄与できている。 ・障害のある人の法定雇用率の現状については、兵庫労働局において県内全体の達成状況が公表されているのみで、市町独自の状況把握や目標率の設定は極めて困難であるが、障害者雇用の促進は、社会経済活動の担い手としての役割のみならず、共生社会の実現に向けて積極的に取り組むべき課題であるため、企業等の理解促進に向けた積極的な情報発信が必要である。 	概ね順調	<ul style="list-style-type: none"> ・「尼崎市障害者就労・生活支援センターみのり」を通じて一般就労者数については、横ばいながらも安定的な実績があり一定評価できるが、さらなる増加につながる有効な施策が求められている。今後は、特別支援学校を卒業して就労する人のフォローアップや復職等、就労実績では見えない相談や支援の件数が増加しているため、相談員のスキル向上のための支援をはじめ、定着支援を含めた体制の強化に取り組んでいく必要がある。 ・「障害者就労チャレンジ事業」については、市職員にとっても有意義な取組である。今後は、障害のある人の就労機会を増やすことができるよう、市役所庁舎や近隣施設の活用によって活動の場を拡大し、年間の受入れ人数を増やすとともに、より一層の周知に取り組んでいく必要がある。 ・他都市では、障害者手帳を持たない難病や発達障害のある人の市役所での雇用を行っている。今後は、障害者雇用について、行政が民間企業等に支援や理解の推進を実施しなければならぬため、先進市の取組等も参考にし、現在雇用できていない障害種別について、採用を検討していく必要がある。 ・一般就労する障害のある人が増えてきているが、就労後の生活への支援が不足している。今後は、就労によって生活形態が変わり、継続的なサポートを必要としている障害のある人が多くなることから、就労移行支援事業所等において、就労支援のみならず、家族調整や年金など就労後の相談に際して、就労支援の体制を整備する必要がある。 ・障害者差別解消法の制定や障害者雇用促進法の改正を背景にして、今後は就労を権利として捉え、労働生活の質を向上させていく取組が重要となる。また、優秀な技能や資格があっても、なかなか採用されないため、福祉的就労に就いている障害のある人がいる。今後は、このような現状について、企業への理解の促進と情報の発信を行い、障害のある人の雇用を確保していく必要がある。 	

方向性	取組方向	
	内容	方向性
継続	<ul style="list-style-type: none"> ・就労移行支援については、近年、急激に事業所数が増加しているため、実地調査等を通じて、事業者のサービスの質の向上等に努めていく。 ・「尼崎市障害者就労・生活支援センターみのり」については、利用者数の増加等により支援体制の充実を図る必要があることから、相談員の増員を図っていくとともに、より高度な知識と専門性を高めていくなど、相談機能の強化についても検討していく。 ・今後も「障害者就労チャレンジ事業」を継続し、職場体験の場を提供していくとともに、受入れ人数の増加に向けた体制の整備や効果的な実施手法等についても検討していく。 ・引き続き、ハローワークと一層の連携を図るとともに、企業が参加する各種会議体等を通じて、法定雇用率の達成状況をはじめ、国等が実施している各種助成制度や優遇措置等について積極的に情報発信を行う。また、企業内人権研修推進事業等を通じて、市内企業の人事労務担当者に対して、人権意識の啓発を行い、市内企業における障害者雇用の促進に取り組んでいく。 	継続

活動指標名	方向	基準値		実績値								
		数	人	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32		
1 「尼崎市障害者就労・生活支援センターみのり」を通じた就労者数	↑	H25	35	人	30	36	**	**	**	**	**	
活動状況	センターみのりを通じた一般就労者数は、平成27年度は36人と、ほぼ横ばいの状況であるが、同センターの利用者や継続的な支援者の数は年々増加している。											

尼崎市障害者計画（第3期）評価・管理シート（平成27年度）

重点課題	2	生きがいを持って、自分らしく暮らすことができる環境づくり	基本施策	4	雇用・就労	施策目標			目標値 (H32)	実績値					達成率			
	方向			基準値		H26	H27	H28		H29	H30	H31						
関係所属名	障害福祉課（障害者自立支援事業担当、障害福祉政策担当）、しごと支援課、人事課					障害者優先調達推進法に基づく調達件数	↑	H25	4	件	12	5	6	**	**	**	**	25.0%

施策の方向性 (2) 多様な就労

1 施策の進捗状況 (Plan・Do)

取組項目	活動概要
① 多様な形態での就労支援	<ul style="list-style-type: none"> 一般就労が困難な障害のある人に対して、働く機会の提供や就労支援を行うため、就労継続支援（A・B型）を提供している。近年、利用実績は大幅に増加しており、利用者数も平成25年度の627人から平成27年度（見込）は843人となっている。 多様な日中活動を提供する地域活動支援センターの運営を支援するため、平成27年度は42か所（市内30か所、市外12か所）への補助を行っている。
② 販路拡大等への支援	<ul style="list-style-type: none"> 障害者就労施設等の販路拡大等への支援に向けて、特定随意契約の制度化や障害者優先調達推進法に基づく市の調達方針を定めており、市内の障害者就労施設が取り扱う物品や役務をリスト化して、市のホームページや掲示板に掲載するなど周知を図っているが、調達実績はほぼ横ばいの状況となっている。 尼崎市自立支援協議会を通じて継続的に企業イベントへの出店を行うとともに、市役所庁舎を活用した庁内販売「尼うえるフェア」を実施している。

2 施策の評価 (Check)

状況	内部評価		状況	外部評価	
	内容	内容		内容	内容
概ね順調	<ul style="list-style-type: none"> 就労継続支援（A型・B型）は事業所数・利用者数とも大幅に増加しており、サービスの提供体制については一定整備されてきている。また、地域活動支援センターについては、本市においては運営基盤の安定や利用者へのサービス向上を図る観点から「重度加算費」や「借上費」等の市単独補助を設けてきており、運営の支援に寄与している。 障害者優先調達の推進については、調達実績がほぼ横ばいであることから、新たな契約の確保等に向けて、庁内への一層の周知や発注方法等の支援が必要となっている。また、障害者就労施設等の受注機会の確保や拡大に向けた支援を継続していくため、「尼うえるフェア」の定期的な開催が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域活動支援センターについては、多様な働き方や社会参加の在り方を見出ししていくという意味での存在は意義が大きく、安定的な運営のために市単独の支援を行い、実効性を挙げている点は評価できる。一方で、就労継続支援や生活介護等との差異がなく、その範囲で事業が成り立つ施設も存在する。今後は、現状を精査し、必要に応じて障害福祉サービス事業所への移行を進めるとともに、施設の安定経営と活動内容の充実に向けて協議・検討していく必要がある。 障害者優先調達については、市の調達実績が少ない状況である。今後は、まずは福祉部局から発注を試みるとともに、先進市の取組を調査するなど効果的手法について検討していく必要がある。また、障害者就労施設等に対するサポートやコーディネートも重要であるため、福祉や産業の関係課による協力支援も不可欠である。 平成26年度より「庁舎内販売」を実施しているが、定期化には至っていない。今後は、自立支援協議会「あまのしごと部会」等を通じて、「庁舎内販売」が定期化できるよう検討していく必要がある。 	概ね順調		

3 今後の取組方向 (Act)

方向性	取組方向
継続	<ul style="list-style-type: none"> 就労継続支援（A型・B型）については、近年、急激に事業所数が増加しているため、実地調査等を通じて、事業者のサービスの質の向上等に努めていく。また、地域活動支援センターへの運営補助については、県制度の動き等にも注視しながら、継続的な支援に努めていく。 特定随意契約数の増加や調達方針に定めた調達目標の達成に向けて、障害者就労支援施設等の取り扱う物品等について、庁内に一層の周知を図るとともに、発注にかかる簡素な事務手続きのマニュアル化に取り組む等、より効果的な実施手法の検討を行っていく。 障害者就労支援施設等の収入増を支援するため、引き続き、庁内販売等の機会確保に努めるとともに、障害のある人の雇用機会の創出や販路開拓に対する支援が行えるよう、事業化について検討していく。

活動指標名	方向	基準値		実績値								
				H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32		
障害者優先調達推進法に基づく調達件数	↑	H25	4	件	5	6	**	**	**	**	**	
活動状況	平成26年4月に障害者優先調達推進法に基づく本市の調達方針を定めて、調達先や品目等のリストについて庁内への周知を図っているが、平成27年度の受注実績は6件と微増の状況にとどまっている。											

尼崎市障害者計画（第3期）評価・管理シート（平成27年度）

重点課題	2	生きがいを持って、自分らしく暮らすことができる環境づくり	基本施策	5	生活環境、移動・交通	施策目標		基準値		目標値 (H32)	実績値					達成率	
	関係所属名	障害福祉課（障害者自立支援事業担当、障害福祉政策担当）、福祉課、健康福祉局企画管理課、住宅整備担当、保全担当、公共施設担当、まち咲き施策推進担当			市内グループホームの定員数	方向	↑	H25	261	人	506	H26	H27	H28	H29		H30

施策の方向性		(1)	生活環境								
1 施策の進捗状況 (Plan・Do)											
取組項目	活動概要										
① 住宅の確保等	・グループホームの整備については、国の補助事業を活用するなど整備促進に努めており、平成27年度における市内の定員数は296人と増加傾向にある。また、地域生活支援拠点等の整備に向けては、近隣市とも情報交換をしながら検討を進めている。										
② 住宅のバリアフリー化	・旧耐震基準に基づいて建設された高層の市営住宅について、平成25年度までに全棟の耐震診断を行っており、すべて耐震性に課題がある結果となったため、中層住宅を含めた市営住宅の建替等の基礎調査を行った上で、建替等についての検討し、「市営住宅建替等基本計画（素案）」を作成している。なお、老朽化が進んでいる武庫3住宅（時友住宅、西昆陽住宅、宮ノ北住宅）については、順次、建替えに着手している。 ・障害のある人の日常生活上の便宜を図るため、日常生活用具給付等事業において、入浴補助用具や歩行補助杖、移動・移乗支援用具など自立生活支援用具の支給や、住宅改修費の助成を行っている。										
③ 公共的施設等のバリアフリー化	・公共的施設等のバリアフリー化については、「公共施設マネジメント基本方針」において、施設の保全と併せて取り組むこととしており、防災対策や省エネ化等を含め、施設機能の維持・向上を図ってきている。										
活動指標名	方向	基準値		実績値							
市内グループホームの定員数	↑	H25	261	人	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
1	活動状況	国の補助事業を活用するなど整備促進に努めている。なお、平成27年度における市内の定員数は296人となっている。									
2 施策の評価 (Check)											
内部評価		外部評価									
状況	内容	状況	内容								
やや遅れている	・入院・入所からの地域生活への移行をはじめ、障害のある人の保護者の高齢化や「親じき後」の生活を見据えて、一層の整備を進めることが必要であるが、消防設備設置の厳格化への対応や物件・夜間支援員の確保など様々な課題があるため、整備促進の妨げとなっている。また、事業所からは運営が不安定という意見もあり、整備促進の観点からの財政的な支援やサービスの質の担保等が課題となっている。 ・「市営住宅建替等基本計画（素案）」において、建替やエレベーターの設置をすることで、市営住宅のバリアフリー化を図ることとしているが、家賃が上がる等の入居者の負担増があるため、計画通りに進まない可能性がある。 ・「公共施設マネジメント基本方針」に基づき、施設の方向性を定める施設評価を実施するとともに、その結果に基づいて、具体的な取組を示していく必要がある。	やや遅れている	・住み慣れた地域で生活できる環境づくりに向けて、グループホームを始めとした多様な住む場の確保が求められている。また、グループホームの整備は、ニーズの高さと比較して進んでいない。今後は、グループホームが増設されるよう、消防設備の整備や夜間支援員の確保、重度障害者支援における報酬単価の向上等の課題解決に向け、公的支援制度の創出等について検討していくとともに、他市の取組の検証や国への働きかけが重要である。また、公営住宅や空き家の活用も有効であるため、市の関係課で連携を図り、実現に向けて検証していく必要がある。 ・地域生活支援拠点等の整備に向けての検討が進んでいないため、早急に課題設定等の協議を開始する必要がある。 ・大庄地区会館や中央開明庁舎等については、未だエレベーターが設置されていない。今後は、公共施設のバリアフリー化について、早急に対応する必要がある。								
3 今後の取組方向 (Act)											
取組方向		取組方向									
方向性	内容	方向性	内容								
重点化	・グループホームを含む社会福祉施設等については、引き続き、国の補助制度を活用するとともに、市単独の補助制度の創設等について検討を行うなど、整備促進やサービスの質の向上を目指していく。また、地域生活支援拠点等（機能）については、国のモデル事業を活用して実施している先進市の事例を参考にするとともに、尼崎市自立支援協会における協議を通じて検討を進め、早期の整備に取り組んでいく。 ・「市営住宅建替等基本計画」の素案に向けた合意形成を着実に進め、できるだけ早期に市営住宅のバリアフリー化を図っていく。 ・公共施設等のバリアフリー化については、現在、取り組んでいる施設評価の結果に基づいて策定する「公共施設マネジメント計画」の中で検討を進めていく。	重点化	・グループホームを含む社会福祉施設等については、引き続き、国の補助制度を活用するとともに、市単独の補助制度の創設等について検討を行うなど、整備促進やサービスの質の向上を目指していく。また、地域生活支援拠点等（機能）については、国のモデル事業を活用して実施している先進市の事例を参考にするとともに、尼崎市自立支援協会における協議を通じて検討を進め、早期の整備に取り組んでいく。 ・「市営住宅建替等基本計画」の素案に向けた合意形成を着実に進め、できるだけ早期に市営住宅のバリアフリー化を図っていく。 ・公共施設等のバリアフリー化については、現在、取り組んでいる施設評価の結果に基づいて策定する「公共施設マネジメント計画」の中で検討を進めていく。								

施策の方向性		(2)	移動環境								
1 施策の進捗状況 (Plan・Do)											
取組項目	活動概要										
① 公共交通機関の整備等	・交通弱者の社会参加等の促進を図るため、平成21年3月以降、全ての市営バス車両についてノンステップバスを導入しており、継続的に更新している。また、「兵庫ゆずりあい駐車場制度」については、平成27年4月より利用証の申請受付業務を行っており、平成27年度は140件交付している。										
② 外出等に係る支援	・障害のある人の日常生活の移動を支援し、社会参加の促進を図るため、市バスの特別乗車証のほか、福祉タクシーやリフト付自動車の利用チケットを交付している。利用に当たっては、いずれかのサービスを選択することとしており、交付者数の合計は、年々増加傾向にある。 ・移動支援事業については、本市の給付実績が非常に高く、延べ利用者数も平成27年度は17,093人と依然として高い水準で推移しているため、適正な給付に向けての検証や協議を行っている。このほか、自動車運転免許の取得費や自動車改造費に対する助成も行っている。										
活動指標名	方向	基準値		実績値							
障害者市バス特別乗車証の交付枚数	→	H25	13,024	枚	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
1	活動状況	障害者手帳所持者の増加等に伴い、乗車証の交付枚数も増加傾向にあり、平成27年度（見込）は13,699枚となっている。									
活動指標名	方向	基準値		実績値							
福祉タクシー利用料の助成件数	→	H25	78,410	件	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
2	活動状況	バスの特別乗車証やリフト付自動車チケットの交付者数が増加している一方で、福祉タクシーチケットの交付者数と助成件数は微減しており、平成27年度（見込）は76,296件となっている。									
活動指標名	方向	基準値		実績値							
リフト付自動車の派遣件数	→	H25	8,501	件	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
3	活動状況	チケットの交付者数や委託先の増加に伴って、リフト付自動車の派遣回数は年々増加傾向にあり、平成27年度（見込）は10,946件となっている。									
2 施策の評価 (Check)											
内部評価		外部評価									
状況	内容	状況	内容								
概ね順調	・市営バス車両のノンステップバスへの更新については、これまで、市営バスが、交通弱者の日常生活を支える重要な移動手段として重要な役割を担ってきたことを踏まえ、市営バス事業の民間事業者への移譲後においても、継続していく必要がある。 ・兵庫ゆずりあい駐車場制度については、年度当初に比べて申請件数も落ち着いてきており、一定の制度周知が図られていると考えられる。 ・障害者市バス特別乗車証の交付枚数や福祉タクシー、リフト付自動車の助成・派遣件数の総数については、前年度を下回らない実績を維持しており、障害のある人の外出に係る支援を行う施策として、有効な事業となっていることから、引き続き、現行制度を維持・継続していく必要がある。 ・本市の移動支援事業については、利用者数や給付実績も多く、利用者にとって必要不可欠なサービスとなっているが、地域生活支援事業の全体でみると、移動支援事業の給付費が突出して高くなっているため、他の事業とのバランスの考慮や制度本来のサービスのあり方を含めた適正化を進めていくことが課題となっている。	概ね順調	・市バス全車両のノンステップバス導入については、市が全国に誇れる取組である。民営化後も維持・継続ができるよう協議を進めていく必要がある。 ・市バスの特別乗車証の交付や福祉タクシー利用料の助成は、障害のある人にとって重要な外出支援であり、外出へのためらいを少なくしている。社会参加の一助となっていることを鑑み、制度を維持・継続していく必要がある。 ・移動支援事業については、市における優れた取組と評価できる。限られた財源の中で継続的に実施できるよう、利用者へのニーズやサービスの適正化等を踏まえて、早期に制度を整備していく必要がある。								
3 今後の取組方向 (Act)											
取組方向		取組方向									
方向性	内容	方向性	内容								
見直し	・市営バス事業の民間事業者への移譲後においても、ノンステップバス車両での運行を継続していくことや、今後、移譲事業者が車両更新を行う際に、ノンステップバス車両が継続されるよう最大限の配慮を求め、その実現に向けて協議、調整を行っていく。 ・兵庫ゆずりあい駐車場制度については、継続した周知が必要であるため、市報やホームページ、関係課の窓口において、引き続き周知を図っていく。 ・障害者市バス特別乗車証については、平成27年度末の市営バス事業の民間移譲後においても、現行制度を維持・継続していくとともに、平成31年度までに乗車証のICカード化を実施する必要があるため、ICカード化後の利用エリアのあり方も含めて検討を進めていく。また、福祉タクシーの利用やリフト付自動車の派遣、自動車運転免許の取得費、自動車改造費の助成事業についても、現行制度を維持・継続していく。 ・移動支援事業については、支給決定基準（ガイドライン）を作成して運用の見直しを図るとともに、基準に即した支給決定や利用者への適切なサービス提供の確保等に取り組んでいく。	見直し	・市営バス事業の民間事業者への移譲後においても、ノンステップバス車両での運行を継続していくことや、今後、移譲事業者が車両更新を行う際に、ノンステップバス車両が継続されるよう最大限の配慮を求め、その実現に向けて協議、調整を行っていく。 ・兵庫ゆずりあい駐車場制度については、継続した周知が必要であるため、市報やホームページ、関係課の窓口において、引き続き周知を図っていく。 ・障害者市バス特別乗車証については、平成27年度末の市営バス事業の民間移譲後においても、現行制度を維持・継続していくとともに、平成31年度までに乗車証のICカード化を実施する必要があるため、ICカード化後の利用エリアのあり方も含めて検討を進めていく。また、福祉タクシーの利用やリフト付自動車の派遣、自動車運転免許の取得費、自動車改造費の助成事業についても、現行制度を維持・継続していく。 ・移動支援事業については、支給決定基準（ガイドライン）を作成して運用の見直しを図るとともに、基準に即した支給決定や利用者への適切なサービス提供の確保等に取り組んでいく。								

尼崎市障害者計画（第3期）評価・管理シート（平成27年度）

重点課題	2	生きがいを持って、自分らしく暮らすことができる環境づくり	基本施策	6	スポーツ・文化、社会参加活動	施策目標		基準値		目標値 (H32)	実績値					達成率		
	方向			H26		H27	H28	H29	H30		H31							
関係所属名	障害福祉課、福祉課、スポーツ振興課、中央公民館、公共施設担当					尼崎市障害者（児）スポーツ大会の参加者数	↑	H25	1,237	人	1,500	1,261	1,195	**	**	**	**	0.0%

施策の方向性 (1) スポーツ、文化芸術活動

1 施策の進捗状況 (Plan・Do)

取組項目	活動概要
① 施設の整備・改善	<ul style="list-style-type: none"> 誰もが安全・快適にスポーツを楽しめ、利用しやすいスポーツ施設等の環境づくりを進めるため、平成26年度から27年度にかけて、「サンシビック尼崎」内の中央体育館と屋内プールのほか、立花・武庫・園田の各地区体育館の改修工事など一定の整備を行っている。 公共施設の適正な維持管理と利用者の安全確保のため、適宜、施設や設備の整備・改善に取り組んでいる。
② 活動機会の充実	<ul style="list-style-type: none"> 尼崎市障害者（児）スポーツ大会を毎年開催し、スポーツ活動を通じた交流や親睦の機会を設けている。 指定管理者であるスポーツ振興事業団が実施するスポーツプラザ事業（地区体育館の一般開放）として、各地区体育館において、卓球やサウンドテーブルテニス、フライングディスクなどを実施するほか、障害のある人を対象としたスポーツ教室を実施するとともに、屋内プールにおいて、日曜・祝日の全面開放時には、障害のある人たち5人以上のグループに対して、障害者専用コースを設定するなど、気軽にスポーツが楽しめる環境づくりやその充実を図っている。
③ 指導者・ボランティアの育成等	<ul style="list-style-type: none"> 市民の継続的な活動を推進することを目的として、地域や職場のニーズに対応できる指導者の養成や資質の向上、指導者の確保等を行うため、スポーツリーダー講習会や種目別指導者講習会、スポーツ指導者養成講習会を開催している。
④ 活動に関する情報提供の充実	<ul style="list-style-type: none"> 障害のある人のスポーツや文化活動などに関する情報については、市報やホームページを活用するとともに、適宜、障害当事者団体等にもお知らせをするなど周知に努めている。

活動指標名	方向	基準値		実績値							
				H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	
1 尼崎市障害者（児）スポーツ大会の参加者数	↑	H25	1,237	人	1,261	1,195	**	**	**	**	**
活動状況	開催に当たっては、障害当事者団体を含めた実行委員会において、参加しやすい環境の整備や種目等について協議・検討を行っているが、参加者数は、ほぼ横ばいの状況となっている。										
活動指標名	方向	基準値		実績値							
2 兵庫県障害者のじぎくスポーツ大会の参加者数	↑	H25	36	人	34	34	**	**	**	**	**
活動状況	開催情報等について関係団体へ案内するほか、大会当日については、障害福祉課職員が送迎等の参加支援を行っており、平成27年度の参加者数は34人となっている。										

2 施策の評価 (Check)

状況	内部評価		状況	外部評価	
	内容	内容		内容	内容
概ね順調	<ul style="list-style-type: none"> 各体育館とも老朽化が著しく、こうしたことも利用者数の伸び悩みの原因の一つであると考えられることから、施設や設備に係る整備・改善に努めるほか、情報発信面で工夫を行うなど、利用者の増加に向けた取組を行う必要がある。 指定管理者であるスポーツ振興事業団については、新たなスポーツプログラムを開講するなど、積極的な事業展開を図っており、障害者スポーツの充実については、障害のある人を対象としたスポーツプラザ事業やスポーツ教室を実施し、障害のある人が気軽にスポーツを楽しめる環境づくりに努め、その充実を図っている。 		概ね順調	<ul style="list-style-type: none"> 2020年に開催される東京オリンピック・パラリンピックに向けて、スポーツ活動への関心やニーズが高まっていくと考えられる。今後は、活動機会の充実やそれらを支援する体制の整備について、継続的に取り組んでいくことが重要である。また、レクリエーション的な内容で実施している市スポーツ大会の参加者数は、近年横ばいの状況である。今後は、より参加しやすいプログラムへと工夫していくとともに、競技スポーツへの支援についても検討する必要がある。 	

3 今後の取組方向 (Act)

方向性	取組方向
継続	<ul style="list-style-type: none"> 平成27年度から「尼崎市スポーツ推進計画」の後期5カ年がスタートし、スポーツの推進を図ることとしているなか、それぞれのライフステージにおいてスポーツによる体力づくりや健康の保持・増進の必要性が求められており、「いつでも、どこでも、だれでも」安全にスポーツに親しんでもらえる機会や場を通じて、スポーツの啓発・普及及び推進を図っていく。 障害者スポーツなど、スポーツ推進計画に掲げる施策に順次取り組んでいくことにより、「健康の保持・増進のために意識的に身体を動かす習慣のある市民の割合の10%増」という数値目標の達成、さらには「スポーツのまち尼崎」の実現を目指していく。 スポーツ振興事業団において、平成26年度から障害者専用スポーツプラザや障害者向けのスポーツ教室等の取組を開始し、一定数の利用者を維持するとともに、社会体育施設のバリアフリー化や障害者用運動用具の整備などを行っている。引き続き、こうしたスポーツ振興事業団の取組と連携する中で、障害者スポーツの普及と振興に努めていく。

尼崎市障害者計画（第3期）評価・管理シート（平成27年度）

重点課題	2	生きがいを持って、自分らしく暮らすことができる環境づくり	基本施策	6	スポーツ・文化、社会参加活動	施策目標		基準値		目標値 (H32)	実績値					達成率		
	方向			基準値		目標値 (H32)	H26	H27	H28	H29	H30	H31						
関係所属名	障害福祉課、福祉課、スポーツ振興課、中央公民館、公共施設担当					尼崎市障害者（児）スポーツ大会の参加者数	↑	H25	1,237	人	1,500	1,261	1,195	**	**	**	**	0.0%

施策の方向性 (2) 社会参加活動等

1 施策の進捗状況 (Plan・Do)

取組項目	活動概要
① 施設の整備・改善	・公共施設等の整備・改善については、「公共施設マネジメント基本方針」において、その性能、用途に応じて必要な機能、規模、構造、コスト及びそれに基づく適正な施設寿命等を十分に精査するとともに、長期的な市民ニーズの変化に柔軟に対応できるように、工法の工夫等について検討してきている。
② 社会参加・交流活動の推進	・障害のある人となない人が教養・生活文化・レクリエーション等の学習の場で交流する機会を創出するとともに障害のある人の生きがいの醸成と社会参加を促進するため、中央（肢体障害）、大庄（聴覚・言語障害）、立花（視覚障害）の各地区公民館において「ふれあい学級」を実施している。平成27年度は、県事業である「青い鳥学級」の開催により、他市からの参加もあったため、参加者数が大幅に増加している。
③ 余暇活動の推進	・身体障害者福祉センターにおいて「創作・教養講座」や「スポーツ・レクリエーション」など各種講座を開催している。開催に当たっては、利用状況やアンケート結果等を考慮した上で内容等を設定しているが、利用者数は減少傾向にある。
④ 学習機会の提供	・地区公民館等において、手話などのボランティア養成講座を開催し、ボランティアの育成に努めている。
⑤ ボランティア活動の支援	・市社会福祉協議会が運営するボランティアセンターにおいて、地域活動における新たな担い手の確保について取り組みを進めている。

活動指標名	方向	基準値	実績値								
			H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32		
1 身体障害者福祉センターの利用者数	↑	H25 12,183 人	10,396	9,078	**	**	**	**	**	**	
活動状況	センター実施事業である「創作・教養講座」や「スポーツ・レクリエーション」、「その他社会参加のための派遣事業」の延べ利用者数は減少傾向にあり、平成27年度は9,078人となっている。										
活動指標名	方向	基準値	実績値								
2 ふれあい学級への参加者数	→	H25 296 人	269	306	**	**	**	**	**	**	
活動状況	例年、安定的な参加状況で推移しているが、参加者の固定化を防ぐため、幅広い周知や関係団体との連携に取り組むとともに、学習内容の充実を図るため、阪神南各市との情報共有に努めている。										

2 施策の評価 (Check)

状況	内部評価		外部評価	
	内容	状況	内容	状況
概ね順調	・「公共施設マネジメント基本方針」に基づき、施設の方向性を定める施設評価を実施するとともに、その結果に基づいて、具体的な取組を示していく必要がある。	やや遅れている	・「ふれあい学級」の参加者数は、例年ほぼ同水準である。今後は、「ふれあい学級」に参加する障害のない人が一過性の参加とならないよう組織化する等、参加者の増加方法を検討する必要がある。	継続
	・障害のある人が「ふれあい学級」に参加することによって、学習の場での仲間づくりや生きがいづくりにつながっていると同時に、障害のない人との交流の場を通して相互理解が図られている。			
	・身体障害者福祉センターの各種講座（創作・教養講座、スポーツ・レクリエーション等）については、利用状況やアンケートによる調査結果を考慮した上で開催内容を設定しているため、開催回数には毎年増減がある。平成27年度の講座開催数は、前年より68回少なく、利用者数も減少していることから、利用者数の増加に向けた見直しが必要である。			
継続	・近年のボランティア活動については、NPO、企業、地域などが独自に活動を行うなど多様化が見られることや、人口減少・少子高齢化による担い手の減少等により、ボランティア登録者数は減少傾向にある。その一方で、有償ボランティアなど活動に関する考え方の広がりや多様な主体による活動も見られるため、より幅広いニーズに対応していく必要がある。	継続	・身体障害者福祉センターの利用者数は、以前の定員超過の印象や講座開催の広報不足等により、減少傾向にあると考えられる。今後は、利用者へのアンケートだけでなく、新たに利用者へのニーズ把握等、利用促進の方法を検討する必要がある。	継続
	・障害のある人やその家族、地域の関係団体等による自発的な取組を支援する「自発的活動支援事業」については、平成25年度より地域生活支援事業の必須事業となっているが、本市では実施できていないため、事業化に向けて取り組む必要がある。			

3 今後の取組方向 (Act)

方向性	取組方向
継続	<ul style="list-style-type: none"> ・公共施設の整備・改善にあたっては、今後策定する「公共施設マネジメント計画」の中で、障害のある人への対応についても検討を進めていく。 ・障害のある人となない人が教養・生活文化・レクリエーション等の学習の場において交流できる機会を創出していくため、引き続き、「ふれあい学級」を実施する。 ・身体障害者福祉センターの各種講座については、利用ニーズの把握や開催内容の充実等に努め、利用者数の増加につなげていく。 ・ボランティア活動の支援については、地域が主体となって進める小地域福祉活動と多様なボランティア活動が連携できるような環境を整えていく。また、市内の各地区におけるボランティア活動の情報収集、支援、ボランティア活動のコーディネートを担当していく必要があることから、引き続き、市社会福祉協議会と検討していく。 ・自発的活動支援事業については、障害のある人やその家族、地域住民等が自発的に行う活動に対して効果的な支援ができるよう、地域における活動状況等について把握していくとともに、必要とされる支援については補助等を行えるよう具体的な事業を検討していく。

尼崎市障害者計画（第3期）評価・管理シート（平成27年度）

重点課題	3	共に支え合い、安心して暮らすことができる環境づくり	基本施策	7	安全・安心	施策目標			実績値						達成率			
	方向			基準値			目標値 (H32)	H26	H27	H28	H29	H30	H31					
関係所属名	福祉課、高齢介護課、危機管理安全局企画管理課、災害対策課、生活安全課、消防局企画管理課					避難場所を知らない「障害のある人」の割合	↓	H25	31.9	%	16.0	—	—	**	**	**	**	—

施策の方向性	(1)	防災対策
--------	-----	------

1 施策の進捗状況 (Plan・Do) 2 施策の評価 (Check) 3 今後の取組方向 (Act)

取組項目	活動概要
① 防災対策の充実	<ul style="list-style-type: none"> 災害時要援護者（要配慮者）支援対策については、福祉避難所の設置拡充のほか、避難行動要支援者名簿を作成するため、平成27年9月に約95,000人の対象者に対して、避難支援関係者等への名簿（個人）情報の提供に係る同意確認を実施するなど、災害時要援護者支援ガイドラインの整備に向けた取組を進めている。 市民や事業者等への防災意識の向上を図るため、年間60回以上の出前講座や定期的な防災講演会を開催しており、啓発の取組を進めている。
② 避難のための情報伝達	<ul style="list-style-type: none"> 災害発生時の情報伝達については、テレビ、ラジオに加えて、防災行政無線（屋外拡声器、戸別受信機）や尼崎市防災ネット、緊急速報メール、市ホームページ、ソーシャルネットワークサービス（フェイスブックやツイッター等）で行っており、平成26年度には新たに「ライン（LINE@）」を導入する等、国の方針に基づき多層的な情報伝達に取り組んでいる。
③ 避難所の充実	<ul style="list-style-type: none"> 避難所開設運営マニュアル等の整備充実を図るとともに、民間企業との「災害時における物資調達に関する協定」を締結する等により、避難者への必要な物資の確保等、充実を図っている。また、現在、福祉避難場所として6箇所を指定しているが、指定の拡大に向け、福祉避難所として提供可能な施設の調査等を行っている。
④ 関係機関等との連携	<ul style="list-style-type: none"> 災害時要援護者支援連絡会を平成27年7月と平成28年2月に開催し、本市防災の主な取組のほか、避難行動要支援者名簿の作成、災害時要援護者支援ガイドライン等についての意見交換や課題解決に向けた協議・検討を行っている。
⑤ 緊急通報等の充実	<ul style="list-style-type: none"> 一人暮らしの高齢者等の安全確保と不安の解消を図るため、緊急通報システム普及促進事業を実施しており、加入者は平成27年12月末時点で515人となっている。なお、当該システムの利便性を向上するため、従来のアナログ回線に加えて、平成27年度からデジタル回線を導入している。 聴覚障害のある人など、音声会話による緊急通報が困難な人を利用対象とした、火災・救急時の「尼崎市WEB119・FAX119」の利用促進を行っている。

状況	内部評価		外部評価	
	内容	状況	内容	状況
やや遅れている	<ul style="list-style-type: none"> 避難行動要支援者名簿の作成にあたっては、避難支援関係者等への名簿（個人）情報を提供することについての同意確認を行ったことから、今後は災害時の避難支援等を円滑に実施するため、庁内関係部局と名簿を共有し、地域への提供を行っていくとともに、地域の担い手や支援者を確保していく必要がある。 東日本大震災等を契機に市民の防災意識は向上しているが、地域でのつながりや意識には温度差があり、自主的な防災訓練の実施や防災マップを作成する地域は年々増加しているものの、未だ全市に広がらない現状がある。地域において防災訓練が着実かつ継続的に実施されるよう、継続して支援していく必要がある。 情報伝達手段については、防災行政無線（屋外拡声器・戸別受信機）の整備のほか、尼崎防災ネットや緊急速報メール、ソーシャルネットワークサービスなど多層的な手段を活用してきており、継続的に取り組む必要がある。 民間企業との協定締結による物資の確保や福祉避難所の指定拡大に向けた取組など避難所の充実を進めているが、引き続き、支援体制の整備に取り組む必要がある。 当事者団体や地域の関係団体等で構成する「災害時要援護者支援連絡会」を開催して、本市の防災の取組等について意見交換や課題解決に向けた検討を行っており、今後も相互の連携を深めていく必要がある。 近年、単身高齢者が増加していることから、緊急時に救急要請が簡易にできる体制整備を強化することが求められている。さらに、今後もこの傾向は進んでいくことが確実であることから、当該事業の必要性がますます高くなると判断できる。 「尼崎市WEB119・FAX119」の広報については、市のホームページ等を活用してきており、継続的に取り組む必要がある。 	遅れている	<ul style="list-style-type: none"> 避難行動要支援者の名簿作成に向けた同意確認を行っているが、回答率は低く、すべての同意者に対する支援者が確保できないなど、体制の整備は進んでいない。今後は、明確な不同意以外の名簿登録を検討することや障害のある人と支援者の普段からの交流機会を確保していくなど、緊急時に速やかに対応できる体制を整備していく必要がある。 防災マップの作成地域は増えているが、災害はいつ起こるか分からないため、早急に全地域への作成を進めていく必要がある。 聴覚障害や視覚障害のある人等、避難時の情報伝達が遅れる人への対応策が検討されていない。今後は、災害時を想定した分析を行い、課題の抽出や対応を検討する必要がある。 福祉避難所の設置地区に偏りがある。今後は、先行他市の取組を参考に、引き続き、避難所の確保や災害時における医療・薬品の供給体制の確保等を検討する必要がある。 聴覚障害のある高齢者に「尼崎市WEB119・FAX119」の十分な周知が進んでいないと感じられる。もっと分かりやすい広報に努めて、利用を促進していく必要がある。 	

方向性	取組方向	
	内容	内容
継続	<ul style="list-style-type: none"> 災害時の避難支援等を円滑に実施するため、地域福祉活動の担い手や事業者等を含む支援者（避難支援関係者等）の確保などの取組を進めていく。 市民や事業者等への防災意識の向上を図るため、引き続き出前講座等の実施や様々な情報媒体による広報等を行う。 地域の防災マップづくりが全地域に広がるよう引き続き支援していくとともに、災害時要援護者（要配慮者）支援を考慮した実践的な避難訓練など、市民・自主防災組織・事業所等がそれぞれの立場、分野における防災活動の発展・継続につながるよう関係部局と連携を図り、訓練を実施する。 災害情報の伝達については、テレビ・ラジオのほか、屋外拡声器や戸別受信機といった防災行政無線、市ホームページや尼崎市防災ネット、緊急速報メール、フェイスブック、ツイッター等も活用するなど、文字や音声による情報発信を複数組み合わせた多層的な情報伝達手段の整備に取り組んでいく。 避難所の充実を図るため、引き続き物資の確保や福祉避難所の指定拡大など、支援体制の整備等に取組む。 「災害時要援護者支援連絡会」を引き続き開催して、本市防災の取組等について意見交換や課題解決に向けた検討を行い、関係機関との連携を図る。 緊急通報システムについては、引き続き制度の周知に努めるとともに、緊急時の支援者の確保についても検討していく。 「尼崎市WEB119・FAX119」の利用促進に向けては、防災や福祉の関係部局との連携を図り、効果的な広報等について検討していく。 	

活動指標名	方向	基準値			実績値						
		H26	H27	か所	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
1 防災マップの作成地域数	↑	H25	25	か所	32	38	**	**	**	**	**
活動状況	「地域における防災力向上講座」等においては、まち歩きや防災マップ作成支援などを行っており、その結果、地域での自主的な防災訓練の実施回数や防災マップの作成地域数が年々増加している。										
2 福祉避難所の指定数	↑	H25	6	か所	6	6	**	**	**	**	**
活動状況	福祉避難所の指定拡大に向けて、社会福祉施設に対して協力を求め、調査・協議を進めている。										
3 避難場所を知らない「障害のある人」の割合	↓	H25	31.9	%	—	—	**	**	**	**	**
活動状況	平成26年12月に避難場所等を掲載した「尼崎市防災ブック」を全戸配布するとともに、市ホームページやソーシャルネットワークサービスの活用、市政出前講座等によって広報に努めている。										

尼崎市障害者計画（第3期）評価・管理シート（平成27年度）

重点課題	3	共に支え合い、安心して暮らすことができる環境づくり	基本施策	7	安全・安心	施策目標			目標値 (H32)	実績値						達成率		
	方向			基準値			H26	H27		H28	H29	H30	H31					
関係所属名	福祉課、高齢介護課、危機管理安全局企画管理課、災害対策課、生活安全課、消防局企画管理課					避難場所を知らない「障害のある人」の割合	↓	H25	31.9	%	16.0	—	—	**	**	**	**	—

施策の方向性 (2) 防犯対策、消費者保護			
1 施策の進捗状況 (Plan・Do)			
取組項目	活動概要		
① 防犯対策の推進	・市民が安全で安心して暮らすため、街頭犯罪防止事業のほか犯罪被害者等支援事業などの取組を行っている。特に、平成25年度の「ひったくり撲滅宣言」以降、夜間屋外灯点灯運動やひったくり発生現場への表示板掲示、防犯講習会、自主防犯パトロール、金融機関等のATMへのひったくりの注意喚起ステッカーの貼付のほか、平成27年度からは可動式防犯カメラの設置など街頭犯罪防止に向けた事業に取り組んでおり、平成27年のひったくり件数は、平成26年と比較して79件の減（前年比52%減）となっている。		
② 消費者トラブルの防止及び被害からの救済	・市民自らが消費生活被害に遭わないよう備えることが大切であることから、悪質な訪問販売や投資商品等による被害を防ぐため、消費生活に関する情報発信や意識啓発を行っている。また、一方で消費生活に係るトラブル等への助言やあっせんなどの相談業務も実施し、早期解決を図っている。		
2 施策の評価 (Check)			
内部評価		外部評価	
状況	内容	状況	内容
概ね順調	・ひったくり発生現場への表示板掲示、自主防犯パトロールをはじめとした、街頭犯罪防止事業のほか犯罪被害者等支援事業などに取り組んできた結果、ひったくりの件数は減少傾向にあり、地域における防犯力の向上が図られている。 ・消費生活に係る啓発については、近年、消費者教育にも努めており、また、消費生活相談では、助言による自主交渉やあっせんによる解決は高い水準で推移していることから、相談業務等の効果が上がっているものとする。	概ね順調	・防犯対策や消費生活相談の取組は、概ね順調に推移している。今後は、それらの実績把握や効果検証を行い、その結果に基づいた対策の推進を検討していく必要がある。
3 今後の取組方向 (Act)			
取組方向			
方向性	内容		
継続	・引き続き、ひったくりの撲滅に重点をおき、防犯カメラと自主防犯パトロール、地域の見守り活動を組合わせ、効果的・効率的な事業展開を今後も実施していく。また、自転車の盗難対策も継続し、更なる市民の安全で安心な生活を確保するための取り組みを進めていく。 ・新たな詐欺等が多数発生し、その手口も益々巧妙となっているため、引き続き、啓発による未然防止と消費生活相談による早期解決の両輪で取り組んでいく。		

尼崎市障害者計画（第3期）評価・管理シート（平成27年度）

重点課題	3	共に支え合い、安心して暮らすことができる環境づくり	基本施策	8	情報、啓発・差別の解消	施策目標	方向	基準値			目標値 (H32)	実績値					達成率	
	H26			H27				H28	H29	H30		H31						
関係所属名	障害福祉課（障害者自立支援事業担当、障害福祉政策担当）、疾病対策担当、人権課、魅力発信・報道担当、中央図書館、議会事務局総務課					障害者差別解消法の認知度	↑	H25	10.3	人	32.3	—	—	**	**	**	**	—

施策の方向性 (1) 情報の利用のしやすさ

1 施策の進捗状況 (Plan・Do) 2 施策の評価 (Check) 3 今後の取組方向 (Act)

取組項目	活動概要
① 情報提供の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・障害福祉サービス等の内容をまとめた「福祉の手引き」を毎年更新し、市ホームページを活用して広報に努めるとともに、「市報あまがさき」の点訳・音訳である「点字あまがさき」「声の広報」や「議会だより」等を発行し、視覚障害のある人に市の施策やまちの情報の提供を行っている。 ・平成27年11月発行の「尼崎市民べんり帳」においては、掲載施設のファックス番号を併記したほか、点字版とCD版も発行している。 ・視覚障害のある人が本に親しみ、生涯学習の一助としてもらうため、点字図書・録音図書の郵送貸出しを行っている。
② 意思疎通支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・障害のある人の意思疎通や情報の確保等を支援するため、手話通訳者と要約筆者の派遣事業を実施しており、また、平成26年度からは県に委託して、盲ろう者向け通訳・介助員の派遣も実施している。派遣実績については、平成25年度の956件・81人から平成27年度は1,184件・93人と、確実に増加している。 ・障害者基本法において、障害のある人に対する情報提供や意思疎通支援の充実が掲げられていることや、近年、地方自治体に対して「手話の普及等を目的とする条例（手話言語条例）」の制定を求める当事者団体等の要望が高まっているため、本市においても、障害のある人の情報保障やコミュニケーション支援に関する今後の方針等について検討している。
③ 講座の開催	<ul style="list-style-type: none"> ・障害のある人が多様な手段を活用して情報を利用できるよう、尼崎市身体障害者福祉センターにおいて各種講座を開催している。平成27年度は、手話・言語訓練・パソコン講座など、計31回開催し、利用者数は延べ274人となっている。

状況	内部評価		状況	外部評価	
	内容	内容		内容	内容
概ね順調	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉の手引き（心身障害者児用、精神保健用）については、福祉と保健の窓口に設置するとともに、市のホームページにおいてリンク付けをするなど、利便性の向上を図っている。また、尼崎市民べんり帳については、従前より要望があった掲載施設のファックス番号を併記するとともに、視覚障害のある方の対応として、点字版とCD版を発行するなど、一定の対応ができています。 	<ul style="list-style-type: none"> ・視覚障害者への点字・録音図書の郵送貸出しについては、これまでも実績があり、障害者の読書活動支援に大きな役割を果たしている。 	概ね順調	<ul style="list-style-type: none"> ・「尼崎市民べんり帳」では、案内などにファックス番号が掲載されていないところがある。今後は、すべてにファックス番号を掲載する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・意思疎通支援者の派遣実績は順調に推移している。今後は、「手話言語条例」の制定により、手話話者の言語権を保障していくことが重要である。また、それらを踏まえて、その他のコミュニケーションの多様性を保障していく条例の制定も視野に入れる必要がある。なお、知的障害や発達障害のある人等に対するコミュニケーションツールとして、絵カードやモバイル機器等を活用することも効果的である。
	<ul style="list-style-type: none"> ・意思疎通支援者の派遣事業については、対象となる外出先を公的機関や医療機関等に限定していることから、社会参加活動等に係る外出も派遣対象となるよう拡充が求められている。一方で、近年の利用実績も増加傾向にあり、利用ニーズも高まっていることから、担い手となる意思疎通支援者の確保に向けて、養成事業の拡充を検討していく必要がある。なお、養成講座の修了者数は、平成25年度以降は増加傾向にあるものの、さらなる受講者の開拓や受講継続の支援、受講後のフォローアップが必要となっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・障害のある人の情報保障やコミュニケーション支援については、その方針となる本市条例の制定について検討する必要がある。なお、条例制定に向けては、先進市の事例や取組等を踏まえるとともに、障害当事者が参画する会議体において、協議・検討していく必要がある。 		<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者福祉センターの各種講座（手話・言語訓練・パソコン講座など）については、利用状況やアンケートによる調査結果を考慮した上で開催内容の設定をしているため、開催回数には毎年増減がある。平成27年度の講座開催数は、前年より1回少なく、利用者数も横ばいであるため、利用者数の増加に向けた見直しが必要である。 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・障害のある人が多様な手段を活用して情報を利用できるよう、尼崎市身体障害者福祉センターにおいて各種講座を開催している。平成27年度は、手話・言語訓練・パソコン講座など、計31回開催し、利用者数は延べ274人となっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・障害のある人の情報保障やコミュニケーション支援については、その方針となる本市条例の制定について検討する必要がある。なお、条例制定に向けては、先進市の事例や取組等を踏まえるとともに、障害当事者が参画する会議体において、協議・検討していく必要がある。 		<ul style="list-style-type: none"> ・障害特性に応じたコミュニケーション手段の利用促進に向けて、まずは、本市における「手話言語条例」の制定を目指していく。そのため、平成28年度中に聴覚障害の当事者や意思疎通支援者、学識経験者等が参画する検討協議会を設置し、協議・検討を進めていく。 	

方向性	取組方向	
	内容	内容
重点化	<ul style="list-style-type: none"> ・今後も、「尼崎市民べんり帳」等の発行物を作成する際には、視覚・聴覚障害のある人に配慮したものとるように取り組む。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、ボランティアグループとの協働により、障害のある人のニーズに応えた点字・録音図書の取組を行っている。
	<ul style="list-style-type: none"> ・意思疎通支援事業について、派遣事業は潜在的な利用ニーズが高く、加えて対象とする派遣理由の拡充を求める声が多いことから、事業の拡充に向けて検討していく。また、派遣ニーズに応えるには、担い手となる手話通訳者や要約筆者等を確保・養成していく必要があるため、養成講座受講者の掘り起こしや受講しやすい講座開催日程についても検討していく。 	<ul style="list-style-type: none"> ・意思疎通支援者の派遣実績は順調に推移している。今後は、「手話言語条例」の制定により、手話話者の言語権を保障していくことが重要である。また、それらを踏まえて、その他のコミュニケーションの多様性を保障していく条例の制定も視野に入れる必要がある。なお、知的障害や発達障害のある人等に対するコミュニケーションツールとして、絵カードやモバイル機器等を活用することも効果的である。
	<ul style="list-style-type: none"> ・障害のある人が多様な手段を活用して情報を利用できるよう、尼崎市身体障害者福祉センターにおいて各種講座を開催している。平成27年度は、手話・言語訓練・パソコン講座など、計31回開催し、利用者数は延べ274人となっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・障害特性に応じたコミュニケーション手段の利用促進に向けて、まずは、本市における「手話言語条例」の制定を目指していく。そのため、平成28年度中に聴覚障害の当事者や意思疎通支援者、学識経験者等が参画する検討協議会を設置し、協議・検討を進めていく。

活動指標名	方向	基準値		実績値								
		H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32				
1 意思疎通支援事業の利用者数	↑	H25	81	人	79	93	**	**	**	**	**	
活動状況	意思疎通支援者の派遣事業については、近年、利用ニーズも高まっており、平成27年度の利用者数は93人となっている。											
活動指標名	方向	基準値		実績値								
2 点字・録音図書の利用者数	→	H25	6,978	人	6,002	—	**	**	**	**	**	
活動状況	これまで頻りに利用されていた方が減った影響はあったものの、依然として点字・録音図書の郵送貸出しのニーズは高いため、ボランティアグループとの協働によって取り組んでいる。											

尼崎市障害者計画（第3期）評価・管理シート（平成27年度）

重点課題	3	共に支え合い、安心して暮らすことができる環境づくり	基本施策	8	情報、啓発・差別の解消	施策目標		基準値		目標値 (H32)	実績値					達成率		
	方向			基準値		目標値 (H32)	H26	H27	H28	H29	H30	H31						
関係所属名	障害福祉課（障害者自立支援事業担当、障害福祉政策担当）、疾病対策担当、人権課、魅力発信・報道担当、中央図書館、議会事務局総務課					障害者差別解消法の認知度	↑	H25	10.3	人	32.3	—	—	**	**	**	**	—

施策の方向性 (2) 理解・啓発活動及び差別解消

1 施策の進捗状況 (Plan・Do)

取組項目	活動概要
① 理解の促進・啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・障害や障害のある人に対する理解を促進するには、地域との交流が効果的であるため、理解促進研修・啓発事業として、「市民福祉のつどい」を毎年開催し、障害者施設等によるバザー出店やステージでの催しを行うことで交流の機会を設けている。 ・人権問題を正しく理解し、差別意識や偏見を解消するため、地域総合センターを中心とした人権問題講演会や啓発映画の上映、啓発紙の発行など、各種啓発事業を実施している。
② 差別解消への取組の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・障害のある人への人権についての理解や差別事象の解消を促進するため、「じんけんスタディーツアー」や「啓発映画会」、「相談事業」を実施するとともに、地域総合センターにおいて「手話教室」を実施するなど、障害のある方と触れ合う機会を設けている。 ・平成28年度施行の障害者差別解消法に規定される市職員向けの対応要領を策定するため、障害当事者や市民等から、本市職員からの「障害を理由とした差別を受けたと感じた体験」や「障害に対する配慮を感じた体験」についてアンケートを募集するとともに、庁内関係課による会議を開催して、協議・検討を進めている。 ・障害者差別に関する相談窓口や関係機関等のネットワークを構成していくため、「障害者差別解消支援地域協議会」の設置に向けた協議を進めている。

活動指標名	方向	基準値		実績値							
				H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	
1 障害をテーマとした啓発事業等の開催回数	↑	H25	4	回	6	7	**	**	**	**	**
活動状況	平成27年度は、「市民福祉のつどい」や「発達障害・薬物依存」に関する啓発事業のほか、「じんけんスタディーツアー」や「手話教室」など、計7回の啓発事業を開催している。										

活動指標名	方向	基準値		実績値							
				H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	
2 障害者差別解消法の認知度	↑	H25	10.3	%	—	—	**	**	**	**	**
活動状況	障害者差別解消法の周知については、国が作成したパンフレットの配布やホームページによる広報等により、周知に努めている。										

2 施策の評価 (Check)

状況	内部評価		外部評価	
	内容	状況	内容	状況
概ね順調	<ul style="list-style-type: none"> ・「市民福祉のつどい」を毎年開催して交流の機会を設けているが、障害者施設等の参加者が固定化傾向にあるため、イベントの活性化に取り組む必要がある。 ・人権啓発については、これまで人権侵害の防止と被害者支援の取組を進めてきており、身近なところで人権問題が発生していると感じる市民の割合は増加する結果となっている。そのため、「啓発映画会」や「相談事業」のほか、地域総合センターにおいて「手話教室」を実施することで、障害のある方と触れ合う機会を設けてきている。今後も差別意識や差別事象の解消を促進するため、継続的に各種事業に取り組む必要がある。 ・全ての職員の内部的規範となるよう、対応要領の周知・啓発方法について検討していく必要がある。また、障害者差別に関する事例の共有や解消に向けた取組を行う協議会を設置するなど、支援体制の整備に取り組む必要がある。 ・人権侵害の被害者が身近に相談でき、適切で効果的な支援が受けられるよう、差別解消に関する情報の提供や相談員の養成、地域の関係機関によるネットワークの構成など、支援体制の構築について検討していく必要がある。 	概ね順調	<ul style="list-style-type: none"> ・「市民福祉のつどい」など啓発事業の開催頻度は高いとは言えない。今後は、開催頻度を高くし、参加者による効果測定等について検討していく必要がある。また、啓発事業の効果をより高めていくため、子どもを対象とするものや障害のある人が当事者としての思いを直接伝えていくものを実施していく必要がある。 ・平成28年4月に施行する障害者差別解消法に向けて、速やかに「障害者差別解消支援地域協議会」を設置する必要がある。また、設置に当たっては、障害者差別の事例等について、定期的に専門家や関係機関等が検証し、解消に向けた取組を実施するとともに、地域住民や関係機関への啓発等を検討していく必要がある。 	重点化

3 今後の取組方向 (Act)

方向性	取組方向	
	内容	内容
重点化	<ul style="list-style-type: none"> ・「市民福祉のつどい」の開催に当たっては、当事者団体と構成する実行委員会において効果的な周知方法について協議をするなど、イベントの活性化に向けて検討していく。 ・人権啓発推進員のあり方も含めた人権啓発推進体制の整備について検討するとともに、市民意識の醸成を一層推進させていくため、人権教育や啓発に関する取組を継続していく。 ・策定する対応要領については、全職員へ周知を図っていくとともに、市ホームページ等で公表していく。また、市職員の理解促進や適切な配慮等に向けた研修の継続的な実施や効果的な手法等について検討していく。 ・人権侵害の被害者がいつでも相談できるよう、ホームページを活用した「じんけん何でも相談隊」を開発するとともに、法務局尼崎支局や尼崎人権擁護委員協議会、尼崎人権啓発協会など関係機関等と連携し、相談体制の充実を図っていく。 ・障害者差別に関する相談事例の共有を図り、地域全体として差別の解消に向けた取組が行われるよう、地域の関係機関で構成する「(仮称)障害者差別解消支援地域協議会」の設置及び運営について検討していく。 	

尼崎市障害者計画（第3期）評価・管理シート（平成27年度）

重点課題	3	共に支え合い、安心して暮らすことができる環境づくり	基本施策	9	権利擁護、行政サービス等における配慮	施策目標		基準値		目標値 (H32)	実績値					達成率		
	方向			H26		H27	H28	H29	H30	H31								
関係所属名	障害福祉課（障害者自立支援事業担当、障害福祉政策担当）、生活支援相談課、人事課（人材育成担当）、選挙管理委員会事務局					障害者虐待防止法の認知度	↑	H25	16.9	%	45.2	—	—	**	**	**	**	—

施策の方向性 (1) 権利擁護											
1 施策の進捗状況 (Plan・Do)											
取組項目	活動概要										
① 成年後見制度の利用等による権利擁護の推進	<ul style="list-style-type: none"> 権利擁護に関して福祉の中核となるセンター機能の必要性が高まっているため、「権利擁護ネットワーク構築事業」や「市民後見推進事業」を先行して実施してきており、「権利擁護ネットワーク構築事業」では権利擁護に関する専門職との連携や課題検討を進めるとともに、「市民後見推進事業」では市と社会福祉協議会の連携・協力のもと、地域の人材を市民後見人として育成し、弁護士など専門職がバックアップする中で活動を進めてきた。平成26年度より、これらの事業を統合するとともに「尼崎市成年後見等支援センター」を設置し、相談の受付や方針の検討、後見の申立・監督、市民後見人の養成等について一体的な支援を行っている。 										
② 障害者虐待防止への取組	<ul style="list-style-type: none"> 平成24年10月に施行された障害者虐待防止法に対応するため、障害福祉課をはじめ庁内関係課の連携のもと、「障害者虐待防止センター」機能を持つ機関として、障害者虐待に係る通報や届出を受けるとともに、委託相談支援事業所の協力により、随時必要な支援を行っている。また、平成25年度からは、被虐待者の生命や身体に危険が及ぶ場合、一時的に保護する場所を確保している。なお、通報・相談件数については、平成25年度の24件から平成27年度は33件と増加傾向にある。 										
活動指標名	方向	基準値	実績値								
成年後見制度利用支援事業の利用件数	↑	H25 11 件	H26 15	H27 15	H28 **	H29 **	H30 **	H31 **	H32 **		
活動状況	制度が必要な障害のある人は、相談支援を通じて発見することが多いため、関係機関との連携に取り組んでいる。なお、市長申立等に係る利用件数は、各年度で増減が生じることから、平成27年度の件数は15件となっている。										
活動指標名	方向	基準値	実績値								
成年後見制度の認知度	↑	H25 21.7 %	H26 —	H27 —	H28 **	H29 **	H30 **	H31 **	H32 **		
活動状況	当該制度の周知のため、制度内容に関するパンフレットを配布し、民生委員や当事者団体、市民グループなどを対象に「成年後見等支援センター」による研修を行うなど周知に努めている。										
活動指標名	方向	基準値	実績値								
障害者虐待防止法の認知度	↑	H25 16.9 %	H26 —	H27 —	H28 **	H29 **	H30 **	H31 **	H32 **		
活動状況	障害者虐待防止法の周知については、制度内容や緊急連絡先を記載したパンフレットを作成・配布し、周知に努めている。										
2 施策の評価 (Check)											
内部評価		外部評価									
状況	内容	状況	内容								
概ね順調	<ul style="list-style-type: none"> 成年後見制度の利用支援については、「尼崎市成年後見等支援センター」を設置するなど一定の体制整備を図っており、事業の利用件数に増減はあるものの、相談対応など支援の機会が概ね増加傾向にある。今後も高まる利用ニーズ等に対応していくには、相談窓口の充実や量的・質的な対応力の向上、関係機関との一層の連携が必要となるため、行政窓口の職員やセンター職員の専門性を向上させ、段階的に増やしていくことが必要である。 障害者虐待への対策については、被虐待者への適切な支援に加え、虐待者が虐待を行わなくなるような支援等も必要であり、より高度な知識と専門性・即応性が求められるため、専門的な知識を有する職員の確保と育成が必要となっている。また、休日・夜間を含めた緊急時（24時間体制）の通報体制については、現在、特定の職員でしか対応できず、負担の軽減や体制の強化が課題となっている。さらに、障害のある人等の障害者虐待防止法の認知度が低いことから、市民の認知度は更に低いことが予想されるため、更なる制度周知が必要である。 	概ね順調	<ul style="list-style-type: none"> 意思決定が困難な人への支援の必要性が高まっていくことが予測される。今後は、対応する人材の育成を含む早期の体制強化に取り組んでいく必要がある。また、平成26年度に開設された「尼崎市成年後見等支援センター」のケースの分析を行い、課題の抽出や対応を検討する必要がある。 障害者虐待に関する通報や相談件数が増えている。今後は、対応したケースの分析を行い、課題の抽出や対応を検討する必要がある。 								
3 今後の取組方向 (Act)											
取組方向											
方向性	内容										
継続	<ul style="list-style-type: none"> 成年後見制度については、「尼崎市成年後見等支援センター」を中心に、引き続き、市民後見人の養成や活動支援、制度の普及・啓発など一体的な支援に取り組んでいくとともに、一層の機能充実に向けて検討していく。また、センターの地域での周知を進め、同時に地域包括支援センターなど高齢障害者の窓口事業者等と連携を深めるとともに、相談窓口機能の充実に取り組んでいく。 障害者虐待防止対策については、専門性や即応性を有する人材の確保や育成に取り組んでいくとともに、休日・夜間を含めた緊急時（24時間体制）の通報体制を整備できるよう、休日・夜間の通報受付先の委託を検討していく。また、市民への制度認知が進むよう、効果的な周知方法について検討していく。 										

施策の方向性 (2) 行政サービス等における配慮			
1 施策の進捗状況 (Plan・Do)			
取組項目	活動概要		
① 市職員等の理解と配慮	<ul style="list-style-type: none"> 平成28年度施行の障害者差別解消法に規定される市職員向けの対応要領を策定するため、障害当事者や市民等から、本市職員からの「障害を理由とした差別を受けたと感じた体験」や「障害に対する配慮を感じた体験」についてアンケートを募集するとともに、庁内関係課による会議を開催して、協議・検討を進めている。 障害者差別解消法の趣旨や重要性に対する意識の醸成を図るため、平成27年2月に本市の課長級職員を対象とした研修を実施している。また、市職員の理解促進や必要な配慮に対する取組として、希望者を対象とした手話研修も開催している。 		
② 選挙に関する配慮	<ul style="list-style-type: none"> 障害特性に応じて、選挙のお知らせの点字版や音声版を配布し、候補者情報の提供を行っている。また投票所では段差にスロープや補助員等を配置し障害のある方でも投票しやすい環境づくりに取り組んでいる。 		
2 施策の評価 (Check)			
内部評価		外部評価	
状況	内容	状況	内容
概ね順調	<ul style="list-style-type: none"> 全ての職員の内部的規範となるよう、対応要領の周知・啓発方法について検討していく必要がある。 手話や筆談等に関する研修の開催は、市職員の意識啓発や理解促進に有効であるが、今後、窓口対応等にも役立てることができるよう、定期的に開催していく必要がある。 選挙に関する配慮については、障害特性に応じた選挙のお知らせの配布や投票所にスロープを設置するなどして一定の取組を進めている。 	概ね順調	<ul style="list-style-type: none"> 市役所の窓口において、「一緒に次の窓口に行ってくれた。」等の配慮事例が増えてきている。平成28年4月に施行する障害者差別解消法に向けた取組が行えるよう、市職員に対する服務規程の整備や紛争解決の手段を講じる必要がある。なお、その際は、具体的な事例を挙げた分かり易いものにするとともに、市民に広く周知していく必要がある。 市役所の職員も手話に対する関心が出てきている。今後は、「手話言語条例」を制定して、「手話研修」の充実を図り、希望者のみならず、全職員を対象とした研修を実施する必要がある。 障害特性に応じた配慮や対応があれば投票が可能な人もいるため、各投票所の体制整備や市民に対する周知を図る必要がある。
3 今後の取組方向 (Act)			
取組方向			
方向性	内容		
継続	<ul style="list-style-type: none"> 策定する対応要領については、服務等を取りまとめている「職員必携」へ記載を行うとともに、新規採用職員向け研修や所属長向け研修等によって周知を図っていく。また、障害者差別に関する相談事例の共有により、地域全体として差別の解消に向けた取組が行われるよう、地域の関係機関で構成する「（仮称）障害者差別解消支援地域協議会」の設置及び運営について検討していく。 市職員を対象とした手話等の研修については、人材育成に係る研修メニューの一環に位置付けるなど、定期的に開催できるように検討していく。 引き続き、障害特性に応じた選挙情報の提供や必要な配慮等について選挙事務に従事する職員への説明会を行うなど、投票環境等の向上に努めていく。 		

尼崎市障害福祉計画（第4期）評価・管理シート（平成27年度）

目標値（Plan）	1	施設入所者の地域生活への移行に関する目標
-----------	---	----------------------

※ 進捗状況について、平成26年度までは実績値、平成27年度以降は現時点の見込値。

1 目標値と考え方

- 地域生活移行者数： 23人
（※平成29年度末における施設入所から地域生活への移行者数）
地域移行が比較的困難な人への対応が今後増加すると予想されるため、地域生活への移行者数については、これまでの実績等を勘案して国指針に定める目標値の3割程度にあたる23人を目標として設定する。引き続き、地域移行への受け皿となるグループホーム等の整備や地域移行を支援する指定一般相談支援事業所の確保に取り組んでいく。
- 施設入所者の削減数： 18人
（※平成29年度末における施設入所者の削減数）
第1期から第3期の障害福祉計画期間を通じて、本市では毎年一定の施設退所者がいるにも関わらず、すぐに新たな入所者が入所するという状況が続き、施設入所者の削減実績がない。これは、障害のある人やその家族の高齢化によって地域生活の継続が困難になることや、家族分離を図る必要がある場合など、入所施設の利用を必要とする人が絶えないことが要因と考えられる。施設入所者の削減数については、引き続き、地域移行を支援する指定一般相談支援事業所の確保に努めることで、国指針に定める目標値の約半数にあたる18人を目標として設定する。

項目	数値	考え方
平成25年度末時点の施設入所者数	411人	
【目標】地域生活への移行者数	23人 5.6%	国指針に定める地域移行者数（69人）の3割程度の移行を見込む。
平成29年度末時点の施設入所者数	393人	
【目標】施設入所者の削減数	18人 4.4%	国指針に定める施設入所者の削減数（36人）の約半数を見込む。

2 進捗状況

項目	進捗状況									合計 (H26以降)
	第2期			第3期		第4期				
	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	
地域生活移行者数	6人	0人	0人	1人	2人	2人	3人			5人
施設入所者（減少）数	▲3人	2	▲2人	3	▲3人	0人	▲5人			▲5人
	入所 12 退所 15	入所 6 退所 4	入所 6 退所 8	入所 8 退所 5	入所 9 退所 12	入所 6 退所 6	入所 3 退所 8	入所 退所	入所 退所	入所 9 退所 14
	▲3人	2人	▲2人	3人	▲3人	0人	▲5人	人	人	▲5人

目標値（Plan）	2	地域生活支援拠点等の整備に関する目標
-----------	---	--------------------

1 目標値と考え方

- 市内における地域生活支援拠点等の整備数： 1か所以上
（※平成29年度末における整備数）
地域生活支援拠点等については、居住支援機能（グループホーム等）に地域支援機能（地域相談支援のコーディネーターの設置やショートステイ等の整備）を組み合わせた拠点と地域における在宅医療や日中活動系サービス等との連携による「多機能型」、もしくは、拠点を設けずに地域の複数の機関で各機能を分担する「面的整備型」の整備について推進する。市内における整備数については、国指針に定めるとおり、1か所以上の整備を目標として設定する。

項目	数値	考え方
【目標】市内における地域生活支援拠点等の整備数	1か所以上	平成29年度末までに、少なくとも1つを整備する。

2 進捗状況

項目	進捗状況		
	第4期		
	H27年度	H28年度	H29年度
地域生活支援拠点等の整備数	0か所		

尼崎市障害福祉計画（第4期）評価・管理シート（平成27年度）

目標値（Plan）	3	福祉施設から一般就労への移行に関する目標設定
-----------	---	------------------------

1 目標値と考え方

●福祉施設から一般就労への移行者数の増加：31人
 （就労移行支援事業所等を通じて、平成29年度中に一般就労に移行する人数）
 福祉施設から一般就労への移行者数については、就労移行支援事業の利用者数全体の約3割が移行すると見込み、国指針に定める目標値を上回る31人を目標として設定する。

項目	数値	考え方
【目標】福祉施設から一般就労への移行者数の増加	31人	平成29年度末における就労移行支援事業利用者数（104人）の約3割の移行を見込む。

2 進捗状況

項目	進捗状況								
	第2期			第3期			第4期		
	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
一般就労移行者数	7人	8人	4人	8人	26人	22人	18人		

関連目標値（Plan）	3-①	就労移行支援事業利用者数
-------------	-----	--------------

1 目標値

項目	数値	考え方
平成25年度末時点の就労移行支援事業利用者数	65人	
【目標】就労移行支援事業の利用者数の増加	104人	平成29年度末における就労移行支援事業利用者数について、平成25年度末時点の利用者数（65人）の6割増を見込む。

2 進捗状況

項目	進捗状況				
	第3期		第4期		
	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
就労移行支援事業利用者数	65人	82人	107人		

関連目標値（Plan）	3-②	就労移行支援事業所の就労移行率の増加
-------------	-----	--------------------

1 目標値

項目	数値	考え方
【目標】就労移行支援事業所の就労移行率の増加	5割以上 6か所以上	平成29年度末において、市内就労移行支援事業所（12か所見込）のうち、就労移行率3割以上の事業所割合（数）。

2 進捗状況

項目	進捗状況				
	第3期		第4期		
	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
就労移行率の高い就労移行支援事業所	2か所 33.3%	3か所 50.0%	4か所 40.0%		

尼崎市障害福祉計画（第4期）評価・管理シート（平成27年度）

進捗状況 (Do)	1	障害福祉サービス等
-----------	---	-----------

※ 進捗状況における実績値について、平成24～26年度は実績値、平成27年度は現時点の見込値。

進捗状況 (Do)	1-①	訪問系サービス
-----------	-----	---------

1 必要量確保のための方策（主な内容）

●訪問系サービス
 居宅介護等の事業者は一定確保されているが、行動援護等の事業者が不足しているため、引き続き、指定基準や運営方法等についての情報提供に努め、設置の促進につなげる。
 また、サービスの支給決定者への「サービス等利用計画」の作成を促進し、訪問系サービスの適切な支給決定に努めていくとともに、事業者の指定や指導等の機会を通じて、サービスの質の向上や確保に取り組む。

2 進捗状況

区 分		第3期			第4期
		H24年度	H25年度	H26年度	H27年度
居宅介護 重度訪問介護 行動援護 重度障害者等包括支援 同行援護	計画値	55,122 時間/月	57,655 時間/月	58,957 時間/月	50,531 時間/月
		1,335 人/月	1,391 人/月	1,421 人/月	1,584 人/月
	実績値	48,560 時間/月 (88.10%)	48,951 時間/月 (84.90%)	49,828 時間/月 (84.52%)	50,887 時間/月 (100.70%)
		居宅介護 34,153 時間/月	居宅介護 34,505 時間/月	居宅介護 35,329 時間/月	居宅介護 35,110 時間/月
		重度訪問介護 10,156 時間/月	重度訪問介護 9,588 時間/月	重度訪問介護 9,084 時間/月	重度訪問介護 10,181 時間/月
		同行援護 4,251 時間/月	同行援護 4,858 時間/月	同行援護 5,415 時間/月	同行援護 5,596 時間/月
		1,344 人/月 (100.67%)	1,422 人/月 (102.23%)	1,514 人/月 (106.54%)	1,584 人/月 (100.00%)
		居宅介護 1,129 人/月	居宅介護 1,187 人/月	居宅介護 1,264 人/月	居宅介護 1,325 人/月
		重度訪問介護 70 人/月	重度訪問介護 64 人/月	重度訪問介護 61 人/月	重度訪問介護 64 人/月
		同行援護 145 人/月	同行援護 171 人/月	同行援護 189 人/月	同行援護 195 人/月
短期入所（福祉型、医療型）	計画値	1,377 日/月	1,460 日/月	1,501 日/月	1,787 日/月
		225 人/月	239 人/月	246 人/月	332 人/月
	実績値	1,550 日/月 (112.56%)	1,640 日/月 (112.33%)	1,584 日/月 (105.53%)	1,578 日/月 (88.30%)
		273 人/月 (121.33%)	293 人/月 (122.59%)	295 人/月 (119.92%)	317 人/月 (95.48%)

評価 (Check)		今後の取組方向 (Act)
(内部評価)	(外部評価)	(次年度の方向性等)
<p>訪問系サービス全般の平成27年度見込値については、利用時間数・利用者数とも、第4期計画値とほぼ同水準であることから、利用希望者に対して一定のサービスが提供されている。しかし、依然として行動援護等の利用実績が無いことが課題となっており、適切なサービス提供に向けて取り組む必要がある。</p> <p>また、短期入所の平成27年度見込値については、第4期計画では大幅な伸びを見込んでいたため、計画値は下回っているものの、事業所の整備に伴って利用者数も増加傾向にあることから、利用希望者に対して一定のサービスが提供されている。</p>	<p>訪問系サービスの支給実績については、計画値とほぼ同水準で推移しており、利用ニーズに見合ったサービスが一定提供されているが、「行動援護」は、実績がない状況である。今後は、自立支援協議会等で検討を行い、実績が増えるよう改善する必要がある。また、精神障害のある人が利用できる短期入所は、まだまだ不足している。今後は、短期入所事業者が増えるよう環境を整備する必要がある。</p>	<p>訪問系サービスについては、適切なサービス提供に向けて、行動援護等の事業者を確保していくため、指定基準や運営方法等の情報提供に努めて、設置協力を求めている。</p> <p>また、「サービス等利用計画」の作成を促進し、「尼崎市障害福祉サービス等支給決定基準（ガイドライン）」に即した支給決定を行い、利用者への適切なサービス提供を確保するとともに、事業者向けの勉強会や実地調査を通じて、事業者のサービスの質の向上等に努めていく。</p>

進捗状況 (Do)	1-②	日中活動系サービス
-----------	-----	-----------

1 必要量確保のための方策（主な内容）

●日中活動系サービス
 国の制度補助（社会福祉施設等施設整備費補助金）を活用するとともに、指定基準や運営方法等についての情報提供に努め、設置の促進につなげる。

2 進捗状況

区 分		第3期			第4期
		H24年度	H25年度	H26年度	H27年度
生活介護	計画値	17,346 日/月	21,157 日/月	23,063 日/月	20,419 日/月
		981 人/月	1,029 人/月	1,052 人/月	1,055 人/月
	実績値	17,657 日/月 (101.79%)	18,394 日/月 (86.94%)	19,009 日/月 (82.42%)	19,510 日/月 (95.55%)
		926 人/月 (94.39%)	963 人/月 (93.59%)	995 人/月 (94.58%)	1,028 人/月 (97.44%)
自立訓練（機能訓練）	計画値	139 日/月	142 日/月	144 日/月	166 日/月
		11 人/月	12 人/月	13 人/月	23 人/月
	実績値	148 日/月 (106.47%)	184 日/月 (129.58%)	129 日/月 (89.58%)	117 日/月 (70.48%)
		18 人/月 (163.64%)	23 人/月 (191.67%)	16 人/月 (123.08%)	13 人/月 (56.52%)
自立訓練（生活訓練）	計画値	336 日/月	342 日/月	348 日/月	617 日/月
		26 人/月	27 人/月	28 人/月	36 人/月
	実績値	621 日/月 (184.82%)	617 日/月 (180.41%)	551 日/月 (158.33%)	444 日/月 (71.96%)
		33 人/月 (126.92%)	35 人/月 (129.63%)	33 人/月 (117.86%)	27 人/月 (75.00%)

尼崎市障害福祉計画（第4期）評価・管理シート（平成27年度）

区分	第3期			第4期
	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度
就労移行支援	計画値	542 日/月	651 日/月	705 日/月
		32 人/月	35 人/月	36 人/月
	実績値	843 日/月 (155.54%)	1,035 日/月 (158.99%)	1,352 日/月 (191.77%)
		54 人/月 (168.75%)	58 人/月 (165.71%)	79 人/月 (219.44%)
就労継続支援（A型）	計画値	270 日/月	278 日/月	286 日/月
		16 人/月	17 人/月	18 人/月
	実績値	394 日/月 (145.93%)	972 日/月 (349.64%)	1,951 日/月 (682.17%)
		23 人/月 (143.75%)	54 人/月 (317.65%)	102 人/月 (566.67%)
就労継続支援（B型）	計画値	8,076 日/月	8,780 日/月	9,132 日/月
		507 人/月	550 人/月	571 人/月
	実績値	8,858 日/月 (109.68%)	9,702 日/月 (110.50%)	10,259 日/月 (112.34%)
		516 人/月 (101.78%)	573 人/月 (104.18%)	608 人/月 (106.48%)
療養介護	計画値	84 人/月	84 人/月	84 人/月
	実績値	79 人/月 (94.05%)	89 人/月 (105.95%)	90 人/月 (107.14%)

評価（Check）	今後の取組方向（Act）
<p>（内部評価）</p> <p>日中活動系サービスの平成27年度見込値において、生活介護については、第4期計画値とほぼ同水準であることから、利用希望者に対して一定のサービスが提供されている。</p> <p>自立訓練については、第4期計画値では大幅な伸びを見込んでいたが、利用日数・利用人数ともに減少傾向にある。その理由として、対象者が当該サービスを選択しないことや機能訓練の利用期間が限定されていることなどが考えられる。</p> <p>就労系サービスについては、いずれのサービスも増加傾向にあり、特に就労移行支援、就労継続支援A型については第4期計画値を大幅に上回っていることから、依然として利用ニーズは高いことが伺える。</p> <p>療養介護については、第4期計画値をやや下回っているものの、利用者数は増加傾向にあり、利用希望者に対して一定のサービスが提供されている。</p>	<p>（外部評価）</p> <p>日中活動系サービスは、自立訓練と生活介護がほぼ同水準で、就労系サービスの支給実績が大きく増加している。今後は、支援の方法やニーズの高さ、サービスの質等を調査・分析し、適切なサービス提供の確保が行われているかを検証する必要がある。</p>
<p>（次年度の方向性等）</p> <p>日中活動系サービスについては、生活介護や自立訓練の提供体制を確保していくため、引き続き、国の制度補助を活用するとともに、指定基準や運営方法等の情報提供に努めて、事業所の設置協力を求めていく。</p> <p>一方、就労移行支援、就労継続支援（A・B型）については、近年、急激に事業所数が増加しているため、実地調査等を通じて、事業者のサービスの質の向上等に努めていく。</p>	

進捗状況（Do） 1-③ 居住系サービス

1 必要量確保のための方策（主な内容）

●居住系サービス
 国の制度補助を活用して設置の促進につなげていくとともに、低所得のグループホーム利用者への家賃補助制度について、法制度による給付費に加え、県と連携した支援を実施していく。
 また、市営住宅を活用したグループホームの整備について、庁内関係部局と検討を行っていく。

2 進捗状況

区分	進捗状況			
	第3期			第4期
	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度
共同生活援助（共同生活介護）	計画値	210 人/月	230 人/月	250 人/月
	実績値	181 人/月 (86.19%)	197 人/月 (85.65%)	219 人/月 (87.60%)
施設入所支援	計画値	434 人/月	426 人/月	418 人/月
	実績値	364 人/月 (417.00%)	425 人/月 (99.77%)	418 人/月 (100.00%)

評価（Check）	今後の取組方向（Act）
<p>（内部評価）</p> <p>共同生活援助の平成27年度見込値については増加傾向にあり、第4期計画値とほぼ同水準となっていることから、一定のサービス提供体制が整備されている。しかし、保護者の高齢化等に伴い、今後も利用ニーズは高まっていくことが想定されるため、さらなる整備促進に取り組んでいく必要がある。</p> <p>一方、施設入所支援については、近年、減少傾向にあり、平成27年度見込値が第4期計画値を下回っていることから、施設からの退所や地域への移行等が一定考えられる。しかし、入所のニーズは依然として高いため、大幅な削減は見込めないと考えられる。</p>	<p>（外部評価）</p> <p>共同生活援助は、親の高齢化等によって自立生活の必要性が高まっていることにより、グループホームが整備されていることに伴って増加している。しかしながら、整備数はまだまだ不足していることが想定される。今後は、この増加傾向を維持できる整備支援策や入居者に対するサービスの質の担保等について、検討していく必要がある。</p>
<p>（次年度の方向性等）</p> <p>共同生活援助については、グループホームの整備促進に向けて、引き続き、国の補助制度を活用していくとともに、市単独の補助制度の創設について検討していく。また、低所得の利用者への家賃補助制度については、法制度による給付費に加え、県と連携した支援を実施していく。</p> <p>地域生活支援拠点等（機能）については、国のモデル事業を活用して実施している先進市の事例を参考にするとともに、尼崎市自立支援協議会における協議を通じて、整備に向けた検討を進めていく。</p>	

尼崎市障害福祉計画（第4期）評価・管理シート（平成27年度）

進捗状況（Do）

1-④

相談支援

1 必要量確保のための方策（主な内容）

●相談支援（サービス等利用計画作成、地域移行・地域定着支援）
 指定特定相談支援や指定一般相談支援の事業者が不足しているため、指定基準や運営方法等についての情報提供に努め、設置の促進につなげる。
 また、サービス等利用計画の作成にあたる相談支援専門員の養成について県に働きかけるとともに、多様化する相談支援事業への支援を行うため、専門的指導や助言等を行う基幹型の総合相談窓口機能の設置に取り組むことで、地域の相談支援体制の充実と重層化を図る。

2 進捗状況

区 分		進 捗 状 況			
		第3期			第4期
		H24年度	H25年度	H26年度	H27年度
特定相談支援 （サービス等利用計画、モニタリング）	計画値	83人/月	166人/月	250人/月	112人/月
	実績値	0人/月 (0.00%)	0人/月 (0.00%)	4人/月 (1.60%)	23人/月 (20.54%)
一般相談支援 （地域移行支援）	計画値	19人/月	20人/月	20人/月	3人/月
	実績値	1人/月 (5.26%)	2人/月 (10.00%)	8人/月 (40.00%)	7人/月 (233.33%)
一般相談支援 （地域定着支援）	計画値	16人/月	36人/月	40人/月	5人/月
	実績値	0人/月 (0.00%)	1人/月 (2.78%)	2人/月 (5.00%)	1人/月 (20.00%)

評価（Check）

今後の取組方向（Act）

（内部評価）		（外部評価）	（次年度の方向性等）
<p>特定相談支援の平成27年度見込値については、第4期計画値を大きく下回っており、早急な対応が必要となっている。計画期間内の全支給決定者への計画作成に向けて、職員体制の充実や事業所の設置促進など支援体制の充実に努めていく。</p> <p>また、一般相談支援の平成27年度見込値については、全体的に利用者数が少ない中ではあるが、地域移行支援は第4期計画値を上回り、地域定着支援は下回っている。</p> <p>今後、施設等から地域への移行を進めていくには、計画相談支援等の機会を通じて、支援ニーズを捉えていくことが必要となっている。</p>		<p>特定相談支援は、平成27年度より全支給決定者に実施しなければならないが、達成できていない状況である。今後は、委託相談支援事業所の増設・増員や相談支援事業所のネットワーク強化、相談支援専門員の増員、研修会の開催増等の施策を検討する必要がある。また、一般相談支援は、市内に地域生活支援体験ができる施設がなく、ほとんど利用実績がない状況である。今後は、施設の整備や専門性の高い相談支援専門員の確保等を行い、実績が増えるよう改善する必要がある。</p>	<p>平成29年度までに全支給決定者に対して利用計画を作成するため、指定特定相談支援事業所に対する説明会や意見交換会等を継続的に実施し、ネットワークづくりを進めていくとともに、利用計画の作成にあたる相談支援専門員の養成について、県に働きかけていく。</p> <p>また、本市においては、指定特定相談支援や指定一般相談支援の事業者が不足しているため、引き続き、指定基準や運営方法等についての情報提供に努め、指定事業者の設置促進につなげていく。</p>

尼崎市障害福祉計画（第4期）評価・管理シート（平成27年度）

進捗状況（D○）	2	障害児通所支援等
----------	---	----------

※ 進捗状況における実績値について、平成24～26年度は実績値、平成27年度は現時点の見込値。

進捗状況（D○）	2-①	障害児通所支援
----------	-----	---------

1 必要量確保のための方策（主な内容）

- 障害児通所支援
国の制度補助（社会福祉施設等施設整備費補助金）を活用するとともに、指定基準や運営方法等についての情報提供に努め、設置の促進につなげる。

2 進捗状況

区分		進捗状況			
		第3期			第4期
		H24年度	H25年度	H26年度	H27年度
児童発達支援 放課後等デイサービス 保育所等訪問支援	計画値	—	—	—	8,687 日/月
		—	—	—	879 人/月
	実績値	2,679 日/月 (—)	4,561 日/月 (—)	6,270 日/月 (—)	8,436 日/月 (97.11%)
		児童発達支援: 1,815 日/月	児童発達支援: 2,146 日/月	児童発達支援: 2,343 日/月	児童発達支援: 2,734 日/月
		放課後等デイ: 864 日/月	放課後等デイ: 2,413 日/月	放課後等デイ: 3,915 日/月	放課後等デイ: 5,677 日/月
		保育所等訪問: —	保育所等訪問: 2 日/月	保育所等訪問: 12 日/月	保育所等訪問: 25 日/月
		311 人/月 (—)	485 人/月 (—)	636 人/月 (—)	797 人/月 (90.67%)
児童発達支援: 180 人/月	児童発達支援: 221 人/月	児童発達支援: 252 人/月	児童発達支援: 289 人/月		
放課後等デイ: 131 人/月	放課後等デイ: 262 人/月	放課後等デイ: 372 人/月	放課後等デイ: 485 人/月		
保育所等訪問: —	保育所等訪問: 2 人/月	保育所等訪問: 12 人/月	保育所等訪問: 23 人/月		
医療型児童発達支援	計画値	—	—	—	229 日/月
		—	—	—	27 人/月
	実績値	247 日/月 (—)	229 日/月 (—)	176 日/月 (—)	203 日/月 (88.65%)
		28 人/月 (—)	27 人/月 (—)	21 人/月 (—)	23 人/月 (85.19%)

評価（Check）		今後の取組方向（Act）
（内部評価）	（外部評価）	（次年度の方向性等）
<p>障害児通所支援の平成27年度見込値において、児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援については、いずれも増加傾向にあり、第4期計画値とほぼ同水準であることから、利用希望者に対して一定のサービスが提供されている。特に放課後等デイサービスは大幅な伸びを示しており、利用ニーズの高いことが伺えるが、サービスの質の担保が課題となっている。</p> <p>医療型児童発達支援については、本市では児童発達支援センター「たじかの園」で実施しており、平成27年度の見込値は増加傾向にあることから、利用希望者に対して一定のサービスが提供されている。</p>	<p>障害児通所支援は、放課後等デイサービスの事業所の急増により、大きく増加している。今後は、提供体制の整備など量的な確保に加えて、サービスの質の向上を図っていく取組も重要である。特に、放課後等デイサービスについては、保護者の中に支援内容等をよく把握しないまま預けてしまう事例も散見されるため、事業者やサービスの内容等について周知を図っていく必要がある。</p>	<p>障害児通所支援の提供体制を確保していくため、指定基準や運営方法等の情報提供に努めて、事業所の設置協力を求めていく。一方、放課後等デイサービスについては、近年、急激に事業所数が増加しているため、実地調査等を通じて、事業者のサービスの質の向上等に努めていく。</p>

進捗状況（D○）	2-②	障害児相談支援
----------	-----	---------

1 必要量確保のための方策（主な内容）

- 障害児相談支援
指定障害児相談支援の事業者が不足しているため、指定基準や運営方法等についての情報提供に努め、設置の促進につなげる。
また、障害児支援利用計画の作成にあたる相談支援専門員の養成について県に働きかけるとともに、多様化する相談支援事業への支援を行うため、専門的指導や助言を行う基幹型の総合相談窓口機能の設置に取り組むことで、地域の相談支援体制の充実と重層化を図る。

2 進捗状況

区分		進捗状況			
		第3期			第4期
		H24年度	H25年度	H26年度	H27年度
障害児相談支援	計画値	—	—	—	25 人/月
	実績値	— (—)	2 人/月 (—)	5 人/月 (—)	35 人/月 (140.00%)

評価（Check）		今後の取組方向（Act）
（内部評価）	（外部評価）	（次年度の方向性等）
<p>障害児相談支援の平成27年度見込値については、第4期計画値を大きく上回っているため、継続して取り組んでいく必要がある。計画期間内での全支給決定児童への計画作成に向けて、職員体制の充実や事業所の設置促進など支援体制の充実に努めていく。</p>	<p>障害児相談支援は、概ね計画値に沿った進捗になると予想できる。今後は、指定特定相談支援事業所が適切な利用計画を作成できるよう、行政が支援していく必要がある。</p>	<p>平成29年度までに全支給決定児童に対して利用計画を作成するため、指定障害児相談支援事業所に対する説明会や意見交換会等を継続的に実施し、ネットワークづくりを進めていくとともに、利用計画の作成にあたる相談支援専門員の養成について、県に働きかけていく。また、本市においては、未だ指定障害児相談支援事業者が不足しているため、引き続き、指定基準や運営方法等についての情報提供に努め、指定事業者の設置促進につなげていく。</p>

尼崎市障害福祉計画（第4期）評価・管理シート（平成27年度）

進捗状況（D○）	3	地域生活支援事業
----------	---	----------

※ 進捗状況における実績値について、平成24～26年度は実績値、平成27年度は現時点の見込値。

進捗状況（D○）	3-①	理解促進研修・啓発事業、自発的活動支援事業
----------	-----	-----------------------

1 必要量確保のための方策（主な内容）

- 理解促進研修・啓発事業
引き続き、「市民福祉のつどい」を開催して地域との交流の機会を設けていくとともに、より多くの市民等が参加できるよう、イベントの活性化について検討を進める。また、「障害に関するマーク」の周知に努め、障害のある人が必要とする配慮等について、理解の向上につなげる。
- 自発的活動支援事業
障害のある人やその家族、地域の関係団体等が自発的に実施する交流活動や社会参加活動、ボランティア活動等の事業化や、当事者団体に委託している既存事業の転換など様々な視点から検討を進める。

2 進捗状況

区分		進捗状況			
		第3期			第4期
		H24年度	H25年度	H26年度	H27年度
理解促進研修・啓発事業	計画値	—	—	—	有
	実績値	—	有	有	有
自発的活動支援事業	計画値	—	—	—	無
	実績値	—	無	無	無

評価（Check）		今後の取組方向（Act）
（内部評価） 理解促進研修・啓発事業として、「市民福祉のつどい」を毎年開催し、障害者施設等によるバザー出店やステージでの催しを行うことで、地域との交流の機会を設けている。障害や障害のある人に対する理解を促進していくため、継続的に実施していくことが必要な事業ではあるが、近年、障害者施設等の参加者が固定化傾向にあるため、イベントの活性化に取り組む必要がある。 また、障害のある人やその家族、地域の関係団体等による自発的な取組（ピアサポートやボランティア等）を支援する「自発的活動支援事業」については、平成25年度より地域生活支援事業の必須事業に位置付けられているが、本市ではまだ事業化できていないため課題となっている。	（外部評価） 地域との交流の場である「市民福祉のつどい」については、障害の理解促進や啓発のためにも重要なイベントであるが、参加者が固定傾向にある。今後は、障害当事者や家族のピア活動の場として活用していくことや、市民が参加したいと思うような企画等について検討していく必要がある。また、自発的活動支援事業については、実績がない状況である。今後は、当事者団体等の活動の支援となるよう、早期の事業化を目指すとともに、積極的な広報に努めていく必要がある。	（次年度の方向性等） 「市民福祉のつどい」の開催に当たっては、当事者団体と構成する実行委員会において効果的な周知方法について協議をするなど、イベントの活性化に向けて検討していく。 また、自発的活動支援事業については、障害のある人やその家族、地域住民等が自発的に行う活動に対して効果的な支援ができるよう、地域における活動状況等について把握していくとともに、必要とされる支援については補助等を行えるよう具体的な事業を検討していく。

進捗状況（D○）	3-②	相談支援事業
----------	-----	--------

1 必要量確保のための方策（主な内容）

- 相談支援事業
地域の相談支援体制の充実と重層化を図るため、引き続き、現在の委託相談支援事業者で事業を実施して、その周知や連携強化に取り組むとともに、新たな事業者の確保に努める。また、行政の相談窓口については、本市の公共施設の最適化に向けた取組による窓口機能の集約化（2所化構想）の取組にあわせて、専門的指導や助言等を行う基幹型の総合相談窓口機能の設置を目指す。
成年後見制度の利用支援については、「尼崎市成年後見等支援センター」の一層の周知に努め、窓口相談や専門相談会を実施する。また、広く権利擁護にかかわる相談を受け、関係機関等と連携して対応していくとともに、担い手となる市民後見人の養成等を進めていく。

2 進捗状況

区分		進捗状況			
		第3期			第4期
		H24年度	H25年度	H26年度	H27年度
相談支援事業 （基幹相談支援センター）	計画値	— (—)	— (—)	— (—)	15か所 (無)
	実績値	16か所 (無)	15か所 (無)	15か所 (無)	15か所 (無)
成年後見制度利用支援事業	計画値	—	—	—	12人
	実績値	7人	11人	15人	10人

評価（Check）		今後の取組方向（Act）
（内部評価） 委託相談支援事業所における相談件数は年々増加傾向にあり、窓口の明確化も一定進んできている。今後も相談件数の増加が見込まれることや複雑化かつ専門化している相談内容に対応していくため、新たな委託先を確保や相談窓口の機能強化等に取り組んでいく必要がある。また、行政の総合相談窓口機能（基幹相談支援センター）の設置に向けては、「保健・福祉センター」の2所化の取組に併せて、検討を続けている。 成年後見制度の利用支援については、「尼崎市成年後見等支援センター」を設置するなど一定の体制整備を図っている。なお、市長申立等に係る利用件数は、各年度で増減が生じるものではあるが、制度利用に係る相談は増えてきている。今後も高まる利用ニーズ等に対応していくため、相談窓口の充実や量的・質的な対応力の向上、関係機関との一層の連携を図っていく必要がある。	（外部評価） 「保健・福祉センター」の2所化に併せた総合相談窓口機能（基幹相談支援センター）の設置については、早期の対応が求められる。今後は、今まで以上に地域から相談しやすく、地域への訪問がしやすい体制整備が重要である。また、委託相談支援事業所は、相談件数が増加している。今後は、体制整備が必要不可欠ではあるが、ただ単に事業所数を増やすことだけでなく、相談員の養成など支援の質の向上にも取り組んでいく必要がある。	（次年度の方向性等） 今後も増加が見込まれる相談件数や複雑化かつ専門化する相談内容等に対応していくため、新たな委託先の確保に取り組んでいくとともに、委託相談支援事業所の連絡会を定期的に開催して、研修や意見交換等を行うことで、事業所間の連携強化や相談員の知識の向上、支援等に取り組んでいく。また、障害福祉に係る総合相談窓口機能（基幹相談支援センター）の設置に向けては、引き続き、「保健福祉センター」の2所化の取組に併せ、本庁機能との役割分担や他の相談窓口機能との統合等について、庁内関係課と協議を進めていく。 成年後見制度については、「尼崎市成年後見等支援センター」を中心に、引き続き、市民後見人の養成や活動支援、制度の普及・啓発など一体的な支援に取り組んでいくとともに、センターの地域での周知を進め、関係機関との連携を深めていく。

尼崎市障害福祉計画（第4期）評価・管理シート（平成27年度）

進捗状況（Do）

3-③

意思疎通支援事業

1 必要量確保のための方策（主な内容）

- 意思疎通支援事業
手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員の派遣・養成事業を実施する。
また、各養成講座の受講対象者の拡大や受講者に対する支援等に努めて意思疎通支援者を確保していくとともに、一層の制度周知に取り組む。

2 進捗状況

区分		進捗状況			
		第3期			第4期
		H24年度	H25年度	H26年度	H27年度
手話通訳者派遣事業	計画値	—	—	—	1,049 件/年
		60 人/年	61 人/年	62 人/年	—
	実績値	961 件/年 (—)	834 件/年 (—)	785 件/年 (—)	791 件/年 (75.41%)
		73 人/年 (121.67%)	73 人/年 (119.67%)	69 人/年 (111.29%)	70 人/年 (—)
要約筆記者派遣事業	計画値	—	—	—	94 件/年
		8 人/年	9 人/年	10 人/年	—
	実績値	38 件/年 (—)	122 件/年 (—)	188 件/年 (—)	266 件/年 (282.98%)
		8 人/年 (100.00%)	8 人/年 (88.89%)	8 人/年 (80.00%)	11 人/年 (—)
盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業	計画値	—	—	—	12 件/年
		—	—	—	—
	実績値	— (—)	— (—)	6 件/年 (—)	18 件/年 (150.00%)
		— (—)	— (—)	2 人/年 (—)	3 人/年 (—)

評価（Check）

今後の取組方向（Act）

（内部評価）	（外部評価）	（次年度の方向性等）
<p>意思疎通支援者派遣事業の平成27年度見込値において、手話通訳者の派遣件数については、第4期計画で大幅な伸びを見込んでいたため、計画値を下回っており、要約筆記者の派遣件数については、第4期計画値を大幅に上回っている。</p> <p>どちらの派遣も、利用者の生活状況（通院など）によって、各年度の件数に増減は見られるものの、手話通訳者の派遣がやや減少傾向にあるのは、平成25年度より市役所に配置する手話通訳者を増員（1名→2名）したことにより、常駐体制が確保できたことが一つの要因と考えられる。</p> <p>また、要約筆記者の派遣が増加傾向にあるのは、当該制度の周知が進んできたことや委託先の派遣体制が充実してきたことに伴うものと考えられる。</p> <p>盲ろう者向け通訳・介助員の派遣件数については、第4期計画値を上回っているが、本市の利用登録者は少数（平成28年1月末現在で2名）であることから、大幅な増加は見込めない。</p> <p>なお、当該派遣事業については、対象となる外出先を公的機関や医療機関等に限定しているところであるが、近年、社会参加活動等に係る外出も派遣対象となるよう拡充が求められており、より効果的な事業運営と併せて検討していく必要がある。</p>	<p>要約筆記者の派遣実績については、増加傾向にある。引き続き、パソコン画面映写による同時通訳による学習者を増やし、支援者や利用機会を増やす必要がある。また、手話通訳者養成講座の受講者数については、近年減少傾向にある。今後は、支援者の継続的な確保に向けて、養成講座の強化に取り組んでいく必要がある。</p>	<p>意思疎通支援者の派遣事業は潜在的な利用ニーズが高く、加えて対象とする派遣理由の拡充を求める声も多いことから、事業の拡充に向けて検討していく。また、担い手となる意思疎通支援者を確保・養成するため、養成講座の一層の周知に取り組むとともに、養成講座受講者の掘り起こしや受講しやすい講座開催日程についても検討していく。</p>

尼崎市障害福祉計画（第4期）評価・管理シート（平成27年度）

進捗状況（Do） 3-④ 日常生活用具給付等事業

1 必要量確保のための方策（主な内容）

●日常生活用具給付等事業
在宅で生活している重度障害のある人等の日常生活上の便宜を図るため、引き続き、近隣市町とも連携を図りながら、利用ニーズに合った品目を給付できるよう、定期的に見直しを行う。

2 進捗状況

区分		進捗状況			
		第3期			第4期
		H24年度	H25年度	H26年度	H27年度
介護・訓練支援用具 <small>（※特殊寝台、特殊マット、体位変換器、エアーマット等）</small>	計画値	33件/年	34件/年	36件/年	53件/年
	実績値	50件/年 (151.52%)	47件/年 (138.24%)	37件/年 (102.78%)	62件/年 (116.98%)
自立生活支援用具 <small>（※入浴補助用具、歩行補助杖、移動・移乗支援用具、火災警報器、自動消火器、聴覚障害者用屋内信号装置等）</small>	計画値	125件/年	132件/年	138件/年	133件/年
	実績値	104件/年 (83.20%)	144件/年 (109.09%)	99件/年 (71.74%)	120件/年 (90.23%)
在宅療養等支援用具 <small>（※ネプライザー、電気式たん吸引器、盲人用体温計・体重計等）</small>	計画値	65件/年	68件/年	72件/年	73件/年
	実績値	66件/年 (101.54%)	64件/年 (94.12%)	79件/年 (109.72%)	98件/年 (134.25%)
情報・意思疎通支援用具 <small>（※携帯用会話補助装置、視覚障害者ポータブルレコーダー、視覚障害者用拡大読書器、人工喉頭等）</small>	計画値	75件/年	79件/年	83件/年	137件/年
	実績値	102件/年 (136.00%)	140件/年 (177.22%)	133件/年 (160.24%)	99件/年 (72.26%)
排泄管理支援用具 <small>（※ストマ用装具等）</small>	計画値	8,486件/年	8,910件/年	9,335件/年	10,389件/年
	実績値	7,839件/年 (92.38%)	7,998件/年 (89.76%)	9,531件/年 (102.10%)	8,812件/年 (84.82%)
居宅生活動作補助用具 <small>（※住宅改修費）</small>	計画値	10件/年	11件/年	11件/年	16件/年
	実績値	22件/年 (220.00%)	20件/年 (181.82%)	7件/年 (63.64%)	19件/年 (118.75%)

評価（Check）	今後の取組方向（Act）	
<p>（内部評価）</p> <p>日常生活用具給付等事業の平成27年度見込値において、介護・訓練支援用具、在宅療養等支援用具、居宅生活動作補助用具については、第4期計画値を上回っている。また、自立生活支援用具については、第4期計画値をやや下回るものの、前年度の給付実績より大きく増加している。</p> <p>情報・意思疎通支援用具については、平成24年度より視覚障害者用のパソコンソフト等の再給付を認めたことから、給付実績は大きく増加していたが、平成27年度はやや落ち着いた。</p> <p>排泄管理支援用具については、各年度の件数に増減は見られるものの、給付実績は依然として高くなっている。</p> <p>いずれの品目についても、希望者に対して一定の給付ができており、引き続き、安定的な事業運営に努めていくことが必要である。</p>	<p>（外部評価）</p> <p>日常生活用具の給付については、他市に比べて対応が遅れている品目もある。在宅療養等支援用具に盲人用の血圧計を加えるなど、適宜、給付品目を見直ししていく必要がある。</p>	<p>（次年度の方向性等）</p> <p>今後も給付件数の増加が見込まれるため、引き続き、制度の安定的な運営に努めていくとともに、近隣市町とも連携を図りながら、利用ニーズに合った品目を給付できるよう、定期的に見直し等を行う。</p>

進捗状況（Do） 3-⑤ 移動支援事業

1 必要量確保のための方策（主な内容）

●移動支援事業
移動支援の事業者は一定確保されているが、利用状況をみると、日中の居場所や一時預かり的な例も見受けられるため、制度の役割に応じた利用やサービスの質の確保に取り組む。また、持続可能な制度の構築に向けて事業のあり方を検討していく。

2 進捗状況

区分		進捗状況			
		第3期			第4期
		H24年度	H25年度	H26年度	H27年度
移動支援事業	計画値	371,074時間/年	382,206時間/年	393,672時間/年	388,177時間/年
		1,207人/年	1,243人/年	1,280人/年	1,513人/年
	実績値	359,713時間/年 (96.94%)	377,651時間/年 (98.81%)	376,274時間/年 (95.58%)	369,843時間/年 (95.28%)
		1,283人/年 (106.30%)	1,375人/年 (110.62%)	1,440人/年 (112.50%)	1,444人/年 (95.44%)

評価（Check）	今後の取組方向（Act）	
<p>（内部評価）</p> <p>移動支援事業の平成27年度見込値については、第4期計画値をやや下回っているものの、依然として利用時間数は非常に多く、また、利用者数については増加傾向が続いており、利用者にとって必要不可欠なサービスとなっている。そのため、地域生活支援事業の給付費全体で見ると、移動支援事業の給付費は突出して高くなっており、制度本来のサービスのあり方等を含めた適正化を進めていくことが必要である。</p>	<p>（外部評価）</p> <p>移動支援事業については、利用者が増加しているが、時間数はやや減少している。今後は、障害のある人の地域生活に必要なサービスではあるが、利用者、事業所、行政とそれぞれの立場から見た場合、少しずつ温度差が感じられるため、計画相談支援を基に適正な利用を実施していく必要がある。</p>	<p>（次年度の方向性等）</p> <p>移動支援事業については、支給決定基準（ガイドライン）を作成して運用の見直しを図るとともに、基準に即した支給決定や利用者への適切なサービス提供の確保等に取り組んでいく。</p>

尼崎市障害福祉計画（第4期）評価・管理シート（平成27年度）

進捗状況（Do）

3-⑥

地域活動支援センター

1 必要量確保のための方策（主な内容）

- 地域活動支援センター事業
引き続き、県制度と連携しつつ独自の支援も行う中で、安定的な運営と活動の場の確保に努めていく。
また、小規模作業所からの移行についても、必要な情報の提供等に取り組む。

2 進捗状況

区 分			進 捗 状 況			
			第3期			第4期
			H24年度	H25年度	H26年度	H27年度
地域活動支援センター	計画値	市内	35か所 515人/年	42か所 599人/年	49か所 678人/年	29か所 392人/年
		市外	14か所 19人/年	11か所 16人/年	11か所 16人/年	13か所 21人/年
		市内	30か所 (85.71%) 392人/年 (76.12%)	30か所 (71.43%) 395人/年 (65.94%)	31か所 (63.27%) 414人/年 (61.06%)	30か所 (103.45%) 422人/年 (107.65%)
		市外	9か所 (64.29%) 13人/年 (68.42%)	14か所 (127.27%) 19人/年 (118.75%)	11か所 (100.00%) 14人/年 (87.50%)	12か所 (92.31%) 18人/年 (85.71%)

（参考） ※ 進捗状況における実績値について、平成24～26年度は実績値、平成27年度は現時点の見込値。

区 分			進 捗 状 況			
			第3期			第4期
			H24年度	H25年度	H26年度	H27年度
小規模作業所	見込	市内	13か所 103人/年	9か所 36人/年	4か所 12人/年	8か所 44人/年
		実績	13か所 74人/年	12か所 64人/年	8か所 44人/年	6か所 33人/年

評価（Check）		今後の取組方向（Act）
（内部評価）	（外部評価）	（次年度の方向性等）
<p>地域活動支援センターの平成27年度見込値において、市内設置数や利用人数については、第4期計画値を上回っており、多様な日中活動の提供に寄与している。</p> <p>小規模作業所については、地域活動支援センターや就労継続支援B型事業所等への移行が一定進んでいるものの、平成27年度見込値で6か所となっているため、早期の移行が課題となっている。</p>	<p>小規模作業所については、地域活動支援センター等への移行を進めてきたが、すべてを移行できていない状況である。今後は、移行ができない実情等の把握に努めるとともに、本市におけるサービス提供基盤の整備状況やサービス供給量等も考慮した上で、必要性や今後の在り方について明示していく必要がある。また、移行した新規事業所の運営者に対しては、適正な事業運営が実施できるよう、行政による指導や支援を行っていく必要がある。</p>	<p>地域活動支援センターへの運営補助については、県制度の動き等にも注視しながら、継続的な支援に努めていく。また、小規模作業所からの移行についても、引き続き、必要な情報の提供等に取り組んでいく。</p>